

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

担保の会計処理をめぐる一考察

ふるいち みねこ
古市 峰子

Discussion Paper No. 2007-J-12

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 日本橋郵便局私書箱 30 号

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

担保の会計処理をめぐる一考察

ふるいち みねこ
古市 峰子*

要 旨

担保については、現行の企業会計上、担保設定者における注記開示にとどまっている場合が多い。しかしながら、近年の企業会計にみられる考え方の潮流や担保法制をめぐる議論を踏まえると、担保設定に伴う法的効果をより細かく分析することにより、担保が設定されていない場合に比べて担保権者あるいは担保設定者にもたらされる将来のキャッシュ・フローの流出入に変化が生じる可能性がある場合には、その発生が将来の不確実事象に依存する場合であっても、会計上、反映させる（資産または負債として認識あるいは認識を中止する、評価額に反映させる、相殺表示する等）必要があるとの議論も可能と考えられる。本稿では、こうした問題意識のもと、将来の不確実事象の会計的取扱いに関する検討の一環として、現行の担保をめぐる会計処理について考察するとともに、それを近年の企業会計にみられる考え方の潮流や担保設定の法的効果の観点から再考するに当たっての論点について、整理・検討している。

キーワード：担保の会計処理、不確実事象、金銭債権債務の認識・測定、実物資産の認識・測定、相殺表示、財務構成要素アプローチ

JEL Classification: M41

* 日本銀行金融研究所企画役補佐（E-mail：mineko.furuichi@boj.or.jp）

本稿は、2007年3月9日に日本銀行金融研究所が開催したワークショップ「将来の不確実事象をめぐる会計問題」における報告論文として作成したものである。本稿の作成に当たっては、会計基準および法制度のサーベイに関して、政岡孝宏氏（同志社大学・日本銀行金融研究所客員研究生）および宇井理人氏（日本銀行金融研究所）の協力を得た。同ワークショップにおいては、座長の黒川行治教授（慶應義塾大学）をはじめとする参加者から多くの有益なコメントをいただいた。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。なお、公表に当たり、若干の加筆・修正を行った。

目次

1．はじめに.....	1
2．現行の担保をめぐる会計処理.....	5
3．最近の企業会計にみられる考え方の潮流.....	11
(1) 投資家等への情報提供機能の重視.....	12
(2) 資産負債アプローチへの傾斜.....	13
(3) 評価方法の見直し.....	15
(4) 経済的実質優先主義による法的効果の重視.....	22
(5) 財務構成要素アプローチの適用.....	24
(6) 発生可能性の測定要素への反映.....	26
(7) 小括　担保の会計処理への適用可能性.....	28
4．担保設定の法的効果.....	29
(1) 担保権者.....	30
イ．優先弁済権.....	30
ロ．担保資産の使用収益・処分権.....	37
(2) 担保設定者.....	40
イ．担保資産喪失の可能性.....	40
ロ．担保資産の使用収益・処分権.....	41
(3) 小括.....	43
5．担保の会計処理をめぐる論点整理.....	44
(1) 担保権者における会計処理.....	44
イ．優先弁済権（担保資産からの債権の回収可能性）.....	44
ロ．担保資産の使用収益権.....	48
ハ．担保資産の自由処分権.....	49
(2) 担保設定者における会計処理.....	52
イ．担保権者による優先弁済権の行使可能性.....	52
ロ．担保資産の使用収益権・処分権.....	55
6．おわりに.....	56
【参考文献】.....	58

1. はじめに

本稿は、将来の不確実事象の会計的取扱いに関する検討の一環として、現行の企業会計における担保の取扱いについて考察し、それを近年の企業会計にみられる考え方の潮流との関係から再考することを目的としている。

担保とは、一般に、債権の回収を確保するための手段をいう。例えば、債務者が借入金を返済しない場合、債権者は、最終的には債務者の財産に対して強制執行を行い、これによって返済を受けることが法的には保障されている。しかし、こうした方法は、時間とコストがかかる。また、そうした状況下では、債務者の資産状態は悪化しているため、債務者の一般財産によっては債務者の総債権者の債権全額を返済することができないのが通常である。しかも、各債権者は債権額の割合に応じて平等の弁済を受けるにとどまる（債権者平等の原則）ため、債権者は全債権額について返済を受けられない可能性がある。こうした事態を回避するために、債権者は事前に債権の回収を確保するための手段を講じることがあり、かかる手段は広く担保と呼ばれている¹。

こうした担保については、現行の企業会計上、資産を担保に供した者（以下「担保設定者」という。）の財務諸表において注記開示をするにとどまっている場合が多い。その背景には、担保は債務者の債務不履行時や破綻時に実行されるものであるから、債務者である企業が存続し、債務を契約どおりに返済している期間は担保が実行されることはなく、また、将来それが実行されるかどうかは不確実であるため、会計上、認識する必要性は低いとの判断があるためと考えられる。こうした見方は、継続企業に適用される財務諸表を前提とする企業会計の考え方とも整合的といえる。さらに、例えば抵当権のように、登記という法的な公示制度がある場合には、それによって担保に関する情報開示の要請は果たされているため、会計情報として提供する必要性は低いとの見方もあろう。

こうしたなか、3節で詳述するように、近年の企業会計においては、会計情報ないし財務報告の目的として投資家等の投資意思決定に有用な情報の提供という側面をより重視する観点から、収益費用アプローチよりも資産負債アプローチを、取得原価よりも時価情報を、法形式よりも経済的実質を、リスク・経済価値アプローチよりも財務構成要素アプローチを、それぞれより重視する傾向が強まっている。その結果、例えば米国基準や国際会計基準では、人的担保と

¹ 例えば高木 [2005] 1頁参照。

いわれる保証債務については、将来の支払いの可能性（蓋然性）が高いことを負債（引当金）の認識要件とする従来の会計処理を改訂し、将来の支払いの可能性の程度にかかわらず、契約時から、保証債務を公正価値により負債として認識することが求められるようになった²。また、保証債務以外の偶発負債についても、現行基準のように、将来キャッシュ・アウトフローの発生する可能性が高い場合にのみ負債として認識する（そうした可能性が低い場合には注記にとどめる）のではなく、発生の可能性（生起確率）を負債の測定要素として勘案することで、キャッシュ・アウトフローの発生する可能性が低い場合であっても一律に認識を棄却するのではなく、負債として認識すべき場合があるのではないかという議論がなされている³。

その一方で、担保法制をめぐる最近の議論をみると、アセット・ベースト・レンディング⁴やプロジェクト・ファイナンス⁵等に対するニーズの高まりを受けて、従来の「担保資産の換価による債権回収」という発想から、債務者である

² 例えば鈴木・古市・森[2004]、川村[2007]参照。もっとも、当初認識後の会計処理につき、米国基準では時価評価を行わないのに対して、国際会計基準では、2005年の国際会計基準(IAS)第39号「金融商品 認識と測定」の改訂により、保証債務(金融保証)のうち、金利や信用格付け等の参照数値に連動するデリバティブの性格を有するものについては、他のデリバティブと同様、時価評価し、時価差額を当期損益に計上することが求められている(川村[2007]8頁参照)。

³ 例えば、国際会計基準審議会(IASB)では、現行の IAS 第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」の改訂作業が進められている。その一環として2005年6月に IASB から公表された公開草案では、条件付債務についても、条件の成立に伴って履行の義務を負うという意味ですでに「待機中の債務」(“stand-ready” obligation)を負担しているため、認識の対象となること、IAS 第32号「金融商品 開示と表示」において定義されている金融負債以外の負債(現行基準における引当金や偶発負債はこれに含まれる)についても、貸借対照表日において現在の債務を清算または第三者に移転するために必要な合理的支払額によって測定することが提案されている。以上の点を含め、偶発負債の認識・測定をめぐる最近の国際的な動きについては、例えば徳賀[2003]、鈴木・古市・森[2004]、加藤[2006]、川村[2007]を参照。

⁴ アセット・ベースト・レンディングという用語の定義や対象とする範囲は、それを取り扱う金融機関等によって必ずしも一致しているわけではないようであるが、例えば、経済産業省[2006]では、「動産・債権等の事業収益資産を担保とし、担保資産の内容を常時モニタリングし、資産の一定割合を上限に資金調達を行う手法」と定義されている(4頁)。なお、アセット・ベースト・レンディングについては、このほか、例えばトゥルーバグループホールディング株式会社[2005]を参照。

⁵ プロジェクト・ファイナンスとは、一般に、「特定のプロジェクト(事業)に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払いおよび返済の原資を、原則として当該プロジェクト(事業)から生み出されるキャッシュ・フロー/収益に限定し、またそのファイナンスの担保をもちばら当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法」と定義されている(小原[1997]2頁)。プロジェクト・ファイナンスの詳細については、このほか、例えば豊原[2001]を参照。

企業の存続を前提とし、企業の収益に着目した担保の機能⁶に関する議論が活発化している。こうした担保形態は、継続企業を前提とし、企業の将来の収益性に着目しているという点で、企業会計における継続企業の前提とも馴染みやすいとの見方も可能であろう。

本稿は、こうした問題意識のもと、近年の企業会計における考え方の潮流の観点からみて、担保に関する現行の日本の会計基準はどのように理解可能であり、さらにどのような再考の余地がありうるかについて検討することを目的とするものである。また、4節でみるように、担保設定に伴う法的効果の具体的な発生は、将来の不確実事象の発生に依存する可能性があることから、こうした問題の整理・考察は、将来の不確実事象を会計上、どのように扱うかという最近の企業会計における課題を検討するうえでも、参考になるものと考えている。

本稿の構成は、次のとおりである。まず2節において、担保権者と担保設定者に分けて、担保の会計処理に関する現行の日本基準について概観する。次いで3節では、担保の会計処理を検討する際の視点を抽出する観点から、近年の企業会計にみられる考え方の潮流について考察し、担保についても、その法的効果をより考慮した会計処理を検討する余地があることを確認する。これを受けて4節では、担保設定の法的効果につき整理する。そのうえで5節において、3節と4節の考察結果を踏まえると、担保に関する現行の会計基準はどのように評価可能であり、さらにどのような論点が考えられるかについて、担保権者と担保設定者に分けて整理・検討し、6節で本稿を締め括る。

なお、本稿の検討対象は、次の範囲に限定している。

一般に、担保は、保証のような人的担保と質権や抵当権のような物的担保に大別されるが、本稿では、ある資産に担保を設定した効果を会計上どのように扱うかについて検討することを主な目的とするため、人的担保については、物的担保と比較するうえで必要な場合を除き、取り上げない。

物的担保には、当事者間の契約により設定される約定担保物権（質権や抵当権）以外に、特定の債権の保護のために法律上当然に発生する法定担保物権（留置権や先取特権）があるが、本稿では、当事者間の契約による担保の会計上の扱いについて検討することを目的とするため、法定担保物権についても取り上げない。逆に、通常は物的担保としては分類されないものの、担保的な機能を

⁶ こうした担保の考え方は、例えば内田[2002]では、「収益の担保化」と呼ばれている。なお、この点については、内田[2002]のほか、例えば企業法制研究会[2003] 鎌田他[2005]を参照。

果たしうると考えられる債権者・債務者間の契約（例えば相殺予約やファイナンス・リース）については、本稿の検討対象に含める。

物的担保には、(i)債務者の所有する資産に設定される場合と、(ii)債務者以外の第三者が所有する資産に設定される場合（物上保証）とがあるが、議論を簡略化する観点から、特に断りのない限り、(i)の場合を念頭に置く。したがって、以下、原則として、「担保権者」⁷という場合は被担保債権の債権者⁸を、「担保設定者」（あるいは単に「設定者」）という場合は被担保債権の債務者⁹を、それぞれ指している。

同様に議論を簡略化する観点から、特に断りのない限り、日本の担保法制および会計基準を中心に論じる。もっとも、本稿での検討から得られるインプリケーションは、例えば国際会計基準における担保の会計処理のあり方を考えるうえでも参考になると考えている。

財務諸表には、倒産手続の開始時において企業の清算や更生等を前提に作成されるものがあり、その際には担保の適正な評価が重要な課題とされている。しかしながら、本稿は、特に断りのない限り、そうした倒産手続開始時の財務諸表については検討対象から除外し、基本的には、企業が清算されずに継続する（継続企業である）ことを前提として作成される財務諸表における担保の取扱いについて検討するものである¹⁰。ただし、ここでいう「継続企業」には、倒産手続は開始されていないものの、企業の継続に疑義がある場合も含まれる。

⁷ 前述のように、債権回収の確保のための手段は広く担保と呼ばれるとともに、それに伴う債権者の法的権利は担保権と呼ばれているが、本稿では、両者を厳密に区別することはせずに、原則として「担保」という用語を用いることとする。もっとも、「担保権者」、「担保権抹消請求」のように、「担保」に置き換えると不適切と考えられる場合には、担保権という用語を用いることとする。すなわち、本稿においては、特定の意味を持たせることを意図して、「担保」と「担保権」を使い分けているわけではない点には留意されたい。

⁸ したがって、相殺予約では相殺者、所有権留保売買では売主、ファイナンス・リースでは貸借人が、それぞれ本稿では担保権者と呼ばれることになる。

⁹ したがって、相殺予約では被相殺者、所有権留保売買では買主、ファイナンス・リースでは借借人が、それぞれ本稿では担保設定者と呼ばれることになる。

¹⁰ ちなみに、倒産手続開始時等に作成される財務諸表における資産・負債の評価方法については、例えば、日本公認会計士協会から、会計制度委員会研究報告第11号「継続企業の前提が成立していない会社等における資産及び負債の評価」（2005年4月）、経営研究調査会研究報告第23号「財産の価額の評定等に関するガイドライン（中間報告）」等が公表されている。これらの内容を含め、倒産手続における企業価値および担保資産の評価基準については、例えば松下〔2003〕、野村〔2004〕、山本〔2005〕を参照。

2. 現行の担保をめぐる会計処理

本節では、担保権者と担保設定者とに分けて、担保の会計処理¹¹に関する現行の日本基準について概観する。

(1) 担保権者

担保権者は、担保設定契約を締結した時点では、基本的に何ら追加的な会計処理を行うことは求められていない。もっとも、次のような場合には、担保に関して一定の会計処理が要求あるいは認容されている。

第1に、融資等に関連し、貸手が担保として金融資産を受け入れ、当該資産を売却または再担保という方法で自由に処分できる権利（以下「自由処分権」という。）を有する場合、その旨および当該資産の時価を注記しなければならないとされている（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」＜2000年1月公表、最終改正2006年10月。以下「金融商品実務指針」という。＞28項）。さらに、貸手は、そうした自由処分権のある担保受入金融資産を実際に売却したときは、受渡日に、担保受入金融資産の時価をもって当該資産の受入れおよび売却処理を同時に行うとともに、借手への担保受入金融資産の返還義務を負債として認識することが求められている¹²。このように、担保権者は、一定の場合において、担保資産の注記あるいは貸借対照表上での認識が求められている¹³。

第2に、企業は、金銭債権の評価に関して、担保の処分見込額を考慮することが求められる場合がある。すなわち、2006年8月に企業会計基準委員会（ASBJ）から公表された企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」¹⁴

¹¹ 本稿で会計処理という場合は、特に断りのない限り、注記開示を含む。

¹² このようにして担保受入金融資産の返還義務が貸借対照表に計上されたものについては、その旨および時価の注記は不要となる。

¹³ こうした担保権者の会計処理は、米国基準や国際会計基準でもほぼ同様である。もっとも、米国基準では、さらに、債務者である担保設定者（担保資産の差出人）が担保付契約の条項のもとで債務不履行に陥っており、担保資産を回収する権利を失っている場合には、担保設定者において当該資産の認識を中止するとともに、担保権者の貸借対照表上、当該資産を当初測定時の公正価値をもって認識することとされている（財務会計基準書＜SFAS＞第140号「金融資産の譲渡及びサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」, par. 15）。その際、担保権者が当該担保受入金融資産をすでに売却等している場合には、それによって計上されている担保の返還義務の負債認識を中止することになる。

¹⁴ 本基準は、1999年1月に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に

(以下「金融商品会計基準」という。)14項では、金銭債権は、取得価額(償却原価法¹⁵が適用されている場合は償却原価。以下同様)から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額によって評価することとされている。そして、かかる貸倒見積高の算定に当たっては、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の3つに分類したうえで、それぞれ次のような方法によることが求められている(金融商品会計基準27~28項)¹⁶。

関する意見書」,「金融商品に係る会計基準」(いずれも2000年4月1日以後開始する事業年度から原則として適用)を2006年8月に一部改正したものである。同改正は、貸借対照表の純資産の部の表示を定めた企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」や会社法への対応として公表された複数の会計基準等を踏まえ、これらとの関係で最小限必要な改正を行ったものであり(金融商品会計基準50項)それら以外は、1999年1月に公表された意見書等の内容と同じである。

¹⁵ 償却原価法とは、金融資産または金融負債を債権額または債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期または償還期にいたるまで毎期一定の方法で取得原価に加減する方法をいう(金融商品会計基準注5)。この場合、当該加減額は、受取利息または支払利息に含めて処理される(同)。

¹⁶ 市場価格のない社債その他の債券についても、金銭債権に準じて処理される(金融商品会計基準19項)。

なお、これらの債権の分類および貸倒見積高の算定方法は、金融機関が「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」(通称「金融検査マニュアル」)(1999年4月に金融監督庁<現・金融庁>から公表)を踏まえて行う自己査定(適正な償却・引当てを行うための準備作業)における分類等とは異なる。ちなみに、「金融検査マニュアル」によれば、貸出金および貸出金に準ずる債権(貸付有価証券、外国為替、未収利息、未収金、貸出金に準ずる仮払金、支払見返承諾)の自己査定は、概ね次のように行われる。まず、原則として信用格付に基づき、債務者の状況等(財務内容、資金繰り、収益力等に基づく回収可能性)に応じて、債務者を「正常先」、「要注意先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」の5つに区分する(「債務者区分」)。そのうえで、担保や保証等の状況を勘案のうえ、債権の回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて、個々の債権を「非分類(分類)」「回収の危険性または価値の危険性について問題のない資産)」「分類」(債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる資産)」「分類」(最終の回収または価値について重大な懸念があり、したがって、損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産)」「分類」(回収不可能または無価値と判定される資産)の4つに区分する(「資産分類」)。その際、担保と保証については、その信用度や保証能力等に基づき、優良担保・保証と一般担保・保証に区分し、担保については処分可能見込額を、保証については回収可能見込額を算出することとされている。なお、「優良担保」とは、預金、信用度の高い有価証券、決済確実な商業手形等であり、「一般担保」とは、優良担保以外の担保で客観的な処分可能性を有するものをいう。その結果、回収可能性の低い債権については、貸倒引当金の計上または直接償却の処理が行われることになる。なお、「金融検査マニュアル」は、金融検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書であり、金融機関に対する法的拘束力はない。もっとも、各金融機関は、自己責任原則のもと、このマニュアル等を踏まえたルールを作成し、自己査定を行うことが求められている。

また、金融機関に対する債権の区分とその開示を法的に要求するものとして、「金融機能の再生のための金融措置に関する法律」(通称「金融再生法」)による資産査定の報告・開示と、

一般債権（経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権）については、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する

貸倒懸念債権（経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか、または生じる可能性の高い債務者に対する債権）については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態および経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する

- (i) 債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態および経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法
- (ii) 債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本および利息について元本の回収および利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

破産更生債権等（経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権）については、債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残高を貸倒見積高とする

このうち、(i)においては、債務者の支払能力を総合的に判断することが要求される¹⁷。さらに、担保には、預金および市場性のある有価証券等のように、

銀行法 21 条に基づくリスク管理債権額の開示がある。 は、半期ごとに、金融再生法施行規則 4 条に定める基準に基づき、債権を債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、「正常債権」、「要管理債権」、「危険債権」、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」の 4 つに区分し、それぞれの資産査定結果を内閣総理大臣に報告するとともに、ディスクロージャー誌等で開示することを要求するものである。他方、 は、貸出金のうち、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」の 4 つについて、ディスクロージャー誌等で開示することを要求するものである。以上を含め、それぞれの債権の定義、相互関係等の詳細については、例えば、検査マニュアル研究会 [2006] を参照。

¹⁷ 債務者の支払能力は、債務者の経営状態、債務超過の程度、延滞の期間、事業活動の状況、銀行等金融機関および親会社の支援状況、再建計画の実現可能性、今後の収益および資金繰りの見通し、その他債権回収に関係のある一切の定量的・定性的要因を考慮することにより判断される（金融商品実務指針 113 項）。もっとも、一般事業会社においては、債務者の支払能力を判断する資料を入手することが困難な場合もあることから、例えば、貸倒懸念債権と初めて認定した期には、担保の処分見込額および保証による回収見込額を控除した残額の 50% を引き当て、次年度以降において毎期見直す等の簡便法を採用することも可能とされている（同項）。

信用度や流通性の高い優良な担保をはじめ、不動産、財団等処分に時間を要するものまでさまざまであることから、担保の処分見込額を求めるに当たっては、合理的に算定した担保の時価に基づくとともに、当該担保の信用度、流通性および時価の変動可能性を考慮する必要があるとされている¹⁸。なお、清算配当等により回収が可能と認められる金額¹⁹については、担保の処分見込額等と同様に債権額から減額することが認められている（以上につき、金融商品実務指針 113 項）。こうした担保に関する取扱いは、の破産更生債権等の貸倒見積高を算定する際にも適用される（同 117 項）。

ちなみに、(ii)の方法は、債権の元利回収にかかる契約上の将来キャッシュ・フローが予定どおりに入金されないおそれがあるときに、支払条件の緩和が行われていれば、それに基づく将来キャッシュ・フローを用い、それが行われていなければ、回収可能性の判断に基づき入金可能な時期と金額を反映した将来キャッシュ・フローの見積りを行ったうえで、それを債権の発生当初の約定利子率または取得当初の実効利子率で割り引くというものである（金融商品実務指針 115 項）。将来キャッシュ・フローの見積りは、少なくとも各期末に更新し、貸倒見積高を洗い替えることが求められている（同項）。

以上のようにして算定された貸倒見積高に基づき、貸倒引当金が計上される。すなわち、債権の貸借対照表価額については、その取得価額から貸倒見積高を直接減額するのではなく、マイナスの勘定科目である貸倒引当金を計上することで減額する方法（間接控除）が採られている。これは破産更生債権等についても同様である（金融商品会計基準注解 10）。もっとも、破産更生債権等については、その回収可能性がほとんどないと判断された場合には、貸倒損失額と当該債権について計上されている前期貸倒引当金残高のいずれか少ない金額まで貸倒引当金を取り崩し、当期貸倒損失額と相殺したうえで、当該貸倒損失額のみだけ債権を減額（直接減額）しなければならないとされている（金融商品実務指針 123 項）。この際、当該債権にかかる前期末の貸倒引当金が当期貸倒損失額に不足する場合、それが対象債権の当期中における状況の変化によるものである場合には、当該不足額をそれぞれの債権の性格により販売費または営業外費用に計上する（同項）。他方、貸倒引当金の不足が計上時の見積誤差等による

¹⁸ もっとも、簡便法として、担保の種類ごとに信用度、流通性および時価の変動可能性を考慮した一定の割合の掛け目を適用する方法も認められている（金融商品実務指針 113 項）。

¹⁹ 清算配当等により回収が可能と認められる金額とは、債務者の資産内容、他の債権者に対する担保の差入れ状況を正確に把握して当該債務者の清算貸借対照表を作成し、それに基づく清算配当等の合理的な見積りが可能である場合における、当該清算配当見積額をいう（金融商品実務指針 113 項）。

もので、明らかに過年度損益修正に相当するものと認められる場合には、当該不足額を原則として特別損失に計上する（同項）。さらに、貸倒見積高を債権から直接減額した後に、残存する帳簿価額を上回る回収があった場合には、原則として回収時の特別利益として計上することとされている（同 124 項）²⁰。

第 3 に、企業は、「企業会計原則」の定める総額表示²¹の例外の 1 つとして、次のすべての要件を満たす場合には、貸借対照表上、対応する金銭債権と金銭債務の相殺表示が認められている（金融商品実務指針 140 項）。

²⁰ これに対して、国際会計基準では、貸付金および債権については償却原価をもって計上したうえで、減損損失の客観的証拠がある場合には、直接減額あるいは評価勘定（評価性引当金）を使用することを通じて、減損処理を行うことが求められている（IAS 39, pars. 46、63）。減損の金額は、当該資産の簿価と予測される将来キャッシュ・フロー（ただし、発生していない将来の貸倒損失を除く）を当初認識時の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定される。次期以降において減損損失の金額が減少し、その減少が評価減後に生じた事象（例えば債務者の信用格付の改善）と関係していることが明らかであるといえる場合には、直接的または評価勘定の調整によって帳簿価額に戻入ることが求められる（同 par. 65）。なお、ここでいう貸出金および債権とは、支払額が固定または決定可能な、デリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないもので、企業が直ちにまたは短期間に売却することを意図しているもの、および企業が当初認識時に損益計算書を通じて公正価値で測定するものとして指定したもの、企業が当初認識時に売却可能として指定されたもの、信用悪化以外の理由によって、保有者が当初の投資のほとんどすべてを回収することにならない可能性があり、売却可能と分類されるべきもの、は除かれる（同 par. 9）。これら 3 つのケースに当てはまる貸付金等は、売却可能金融資産として、公正価値による測定が要求される（同 par. 46）。

他方、米国基準では、貸付金（loan：要求に応じ、または定められた期日に金銭を受け取る契約上の権利で、売掛金、未収入金を含む売掛勘定および手形債権を含む。）については、償却原価をもって計上のうえ、貸付金に関する最新の情報および事象に基づき、企業が貸付金契約の契約条件に従って受領すべき元本および利息の総額を遅滞せずに回収できない可能性が高くなった場合（もっとも多少の遅滞や支払不足は除かれる）には、減損処理を行うことが求められている（SFAS 第 114 号「貸付金の減損に関する債権者の会計処理」、pars. 8, 41-42）。減損額は、当該貸付金の実効利率で割り引かれた予想キャッシュ・フローの現在価値に基づいて測定され、評価性引当金の計上あるいは既存の評価性引当金の修正という方法により、認識される（SFAS 114, par. 13）。ここでいう「可能性が高い」とは、SFAS 5 号「偶発損失に関する会計処理」で規定されている「確からしい（“probable”）」と同義であるとされている（SFAS 114, par. 10）。貸付金契約条件に従って債権の全額を回収できない可能性が高いかどうかの判断は、個々の企業の貸出金査定基準に委ねられている（SFAS 114, par. 7）。なお、減損を最初に認識した後、減損した貸付金の将来の予想キャッシュ・フローの金額または時期に重要な変動が生じた場合、または実際のキャッシュ・フローが予想したキャッシュ・フローと著しく異なる場合には、減損を再評価し、それに基づいて評価性引当金を修正すること（その結果、減損損失を戻入れること）が求められている（SFAS 114, par. 16）。

ちなみに、日本基準でも、毎期見積ることが前提であるので、戻入れが行われていることになる。

²¹ 総額表示の原則とは、資産、負債および資本は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債または資本の項目とを相殺することによって、その全部または一部を貸借対照表から除去してはならないとするもの（企業会計原則第三 貸借対照表原則 一 B）である。

同一の相手先に対する金銭債権と金銭債務であること

相殺が法的に有効で、企業が相殺する能力を有すること

企業が相殺して決済する意思を有すること

したがって、例えば担保権者は、相殺予約の締結に伴い、自働債権（被担保債権）と受働債権を相殺表示することは可能である。なお、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債であって、法的に有効なマスターネットリング契約²²を有する場合には、その適用範囲において相殺表示が可能であることが明示的に示されている（同 140 項）²³。

（２）担保設定者

企業は、自己の保有する資産を担保に供した場合、その旨を注記しなければならない（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」43 条）²⁴。具体的には、当該資産の全部または一部が担保に供されている旨ならびに当該担保資産が担保に供されている債務を示す科目の名称および金額を注記に記載することが求められる（『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について」43 条）。また、当該資産の一部が担保に供されている場合には、当該部分の金額を明らかにすることが要求される（同条）。さらに、資産が財団抵当に供されている場合には、その旨、資産の種類、金額の合計、当該債務を示す科目の名称及び金額を注記することとされている（同条）²⁵。

なお、担保権者が上述のような担保資産の自由処分権を有する場合でも、担保設定者は、一般原則に従って担保資産を注記で開示するにとどまり、それ以

²² 1 つの契約について債務不履行等の一括清算事由が生じた場合に、契約の対象となるすべての取引について、単一通貨の純額で決済することとする契約を指す。

²³ このように、資産と負債については総額表示を原則としつつも、一定の要件を満たす場合には金銭債権と金銭債務の相殺表示を認める点は、米国基準や国際会計基準も同様である。その際の要件についても、細かい点や具体的な記述において相違がみられるものの、いずれの基準も基本的には日本基準とほぼ同様である。

²⁴ ちなみに、この点は、会社計算規則 134 条にも同様の規定が置かれている。

²⁵ 国際会計基準においても、担保に供されている有形固定資産の有無および金額、金融資産の帳簿価額および当該資産に関する重要な契約条件を開示することとされている（IAS 16 号「有形固定資産」par. 74(a)、国際財務報告基準<IFRS>第 7 号「金融資産：開示」, par. 14）。他方、米国基準においては、こうした総論的な基準は明示的に規定されていないようである。

外の会計処理は求められていない²⁶。

3. 最近の企業会計にみられる考え方の潮流

ここ 10 数年の間、諸外国において、企業会計基準の見直しが活発に行われている。わが国でも、こうした国際的な動向等を踏まえつつ、1990 年代後半以降、大幅な会計基準の新たな設定あるいは改訂が行われてきた。これら一連の見直しは、大観すると、会計情報ないし財務報告の目的として、投資家および債権者（以下「投資家等」という。）の意思決定に有用な情報の提供という側面を重視することから出発し、そうした目的を達成するために、将来のキャッシュ・フローをもたらす可能性のある経済的資源あるいは義務等については資産あるいは負債として貸借対照表上、認識すべきという「資産負債アプローチ」へ傾斜するとともに、評価基準の見直し、経済的実質の重視、財務構成要素アプローチの出現、さらには発生可能性の測定要素への反映をめぐる議論へとつながる、1 つの潮流として捉えることが可能と考えられる。

こうした一連の企業会計基準の見直しのなかで、担保の会計処理に焦点を当てた議論はあまりなされてこなかったように窺われる。しかしながら、上述のような最近の企業会計にみられる考え方の潮流は、担保の会計処理に対しても影響を及ぼしうるはずである。本節では、こうした点を検討する際の視点を抽出することを目的として、以下、最近の企業会計にみられる考え方の潮流について、それぞれの項目ごとにやや詳しくみていく²⁷。

²⁶ これに対して、米国基準や国際会計基準では、担保権者が担保受入金融資産の自由処分権を有する場合、担保設定者（担保資産の差出人）は、当該資産を元の資産勘定から他の資産勘定に振り替えて、（例えば担保差入資産として）貸借対照表上で表示することが求められている（SFAS 140, par. 15(a)、IAS 39, par. 37(a)）。さらに、国際会計基準では、こうした貸借対照表上での再分類に加え、当該担保受入金融資産の帳簿価額を、開示されているその他の担保資産の帳簿価額と合算して開示することが要求されている（IFRS 7, par. 14）。また、米国基準では、前述のとおり、担保設定者が債務不履行に陥っており、当該担保資産を回収する権利を失った場合には、当該資産の認識を中止することが求められている（SFAS 140, par. 15(e)）。

²⁷ なお、本稿では、資産負債アプローチか収益費用アプローチか、あるいは、時価主義か原価主義かといった二者択一の議論を展開しようとしているわけではない。これらのアプローチ等は、斎藤 [2005] が指摘するように、もともと両者の間のバランスによって基準の体系や変化を理解するための道具であって、どちらか一方だけを適用して他を排除する教義やイデオロギーの類いではないと考えている。そのうえで、「会計基準の歴史を振り返れば、むしろ基準形成の理念では対立する両極の一方を交互に選択しながら、具体的な個別基準ではいわば両者の組み合わせを少しずつ変えることで、実務上の問題解決を図ってきたというのが実態に近い」（斎藤 [2005] 4～5 頁）との理解のもと、近年の企業会計では、そうした相対関係のウエイトがどのように変化しているのかを確認しようとするものである。

(1) 投資家等への情報提供機能の重視

一般に、会計情報ないし財務報告（以下、単に「会計情報」とする。）には、投資家等の意思決定に有用な情報を提供すること（意思決定支援機能あるいは情報提供機能）および私的あるいは社会的契約における利害調整に有用な基礎を提供すること（契約支援機能あるいは利害調整機能）の2つの目的があると考えられている²⁸。は、企業のファンダメンタルズを投資家へ開示することで、将来の企業成果に関する予測形成と、それに基づく企業価値の評価に寄与する役割であり、は実際の企業成果を測定することによって、それに依存する事前の契約関係を事後的に裁定する役割とされる²⁹。

このうち、最近の企業会計においては、会計情報にはの機能があることを認識しつつも、の機能をより重視する傾向がみられる。例えば、2006年12月に企業会計基準委員会より公表された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下「討議資料・概念フレームワーク」という。）では、「財務報告の目的は、投資家の意思決定に資するディスクロージャー制度の一環として、投資のポジション³⁰とその成果を測定して開示することである」（第1章2項）と述べられている。また、米国財務会計基準審議会（FASB）の財務会計概念書（SFAC）でも、「財務報告は、現在および将来の投資家、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うに当たって有用な情報を提供しなければならない」（SFAC 1, par. 34）としている。また、国際会計基準審議会（IASB）の『財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク』では、「財務諸表の目的は、広範な利用者が経済的意思決定を行うに当たり、企業の財政状態、経営成績および財政状態の変動に関する有用な情報を提供することにある」（par. 12）とされている³¹。

²⁸ 会計情報の利用目的については、例えば須田〔2000〕、桜井〔2002〕を参照。なお、契約支援機能の具体例としては、株主と経営者間の報酬契約、債権者と企業間の財務制限条項、政府と企業間の納税制度、銀行監督当局と銀行間の自己資本比率規制における基礎として、会計情報が用いられるケース等がある（鈴木〔2003〕28頁）。

²⁹ 斎藤〔1998〕4頁。

³⁰ ここでいう「投資のポジション」とは、従来、財政状態と呼ばれていたものに相当するとされている（「討議資料・概念フレームワーク」第1章脚注1）。

³¹ 以上を含め、日本、米国およびIASBにおける概念フレームワーク（討議資料を含む）の比較については、川村〔2005〕を参照（同稿は、2004年に企業会計基準委員会のワーキング・グループから出された同一名称の討議資料について説明したものであるが、2006年12月公表の本討議資料についても同様の説明が可能である）。なお、IASBとFASBは、現在、共同で概念

ここで「投資家等の意思決定に有用な情報」とは、「将来の企業成果に関する予測形成に資する情報」、あるいは、「将来の不確実なキャッシュ・フローの予測に資する情報」と捉えられている³²。そもそも投資家が行う投資という行為は、現在消費することができる資源の消費をあきらめて、将来のリターンを期待して自己の資金を投下する行為であるが、こうした将来のリターンは企業活動の成否に依存し、不確実な性格を有している。したがって、投資家が投資の意思決定を行うためには、将来の不確実なキャッシュ・フローの予測に資する情報が必要であり、それを提供することが会計情報の第一次的な目的であるとの見方が強まっている。

(2) 資産負債アプローチへの傾斜

このように、会計情報の目的を「投資家等の意思決定に有用な情報の提供」と捉え、それが将来の不確実なキャッシュ・フローの予測に資する情報であるとするれば、そうした将来のキャッシュ・フローをもたらす可能性のあるものについては会計情報として提供すべきとの議論につながりうる。そのため、企業会計においては、将来のキャッシュ・インフローをもたらす可能性のある経済的資源あるいは便益等を「資産」として定義し、また、将来のキャッシュ・アウトフローをもたらす可能性のある経済的義務等を「負債」として定義し、こうした定義を満たすものについては原則として貸借対照表上で認識するとともに、それら資産・負債からもたらされるであろう将来のキャッシュ・イン/アウトフローが今期どの程度増減したのか(期間差額)に関する情報の提供が必要であるとの見方が強まっている³³。

フレームワークの改訂作業を進めており、その第1フェーズ(フェーズA)として、2006年7月に「改善された財務報告に関する概念フレームワークについての予備的見解：財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」(以下「概念フレームワークに関する予備的見解」という。)を公表している(IASBにおいてはディスカッション・ペーパーとして公表されている)。そこにおいても、財務報告の目的は「投資および与信に関する意思決定を行ううえで有用な情報の提供」にあるとされている(par. OB2)。

³² 例えばFASBの概念フレームワークでは、「投資家、債権者その他の情報利用者が、当該企業への正味キャッシュ・インフローの見込額、その時期およびその不確実性をあらかじめ評価するのに役立つ情報」とされている(SFAC 1, par. 37)。また、「概念フレームワークに関する予備的見解」では、「その目的を達成するためには、財務報告は、現在および潜在的な投資家、債権者およびその他の者が企業の将来キャッシュ・インフローおよびアウトフロー(企業の将来キャッシュ・フロー)の金額、実現時期および不確実性に関し評価するときに役立つ情報を提供するものでなければならない」とされている(par. OB3)。

³³ 例えばIASBとFASBによる「概念フレームワークに関する予備的見解」では、財務報告が正味キャッシュ・インフローを創出する企業の能力を現在および潜在的な投資家等が評価する際

このように、まず「資産」と「負債」を定義し、それらの増減（期間差額）から利益を導出しようとするアプローチは、一般に「資産負債アプローチ」と呼ばれている。そこでは、資産は経済的資源、負債は経済的義務に関連付けて定義され、それぞれの定義に合致しないものは資産と負債から除かれる。これに対して、収益および費用ならびにそれらの「関連」ないし「対応」の定義に依存して利益の定義が導かれるアプローチは、「収益費用アプローチ」と呼ばれている。これによれば、利益の適切な測定が他の測定の基礎となると考えられており、必ずしも資産負債アプローチにおいては資産・負債に含まれないものについても、期間利益算定上、必要とされる範囲内において、貸借対照表上の資産性、負債性が認められることになる³⁴。

これらのアプローチは、いずれも何を中心に利益を導き出すのかをめぐる考え方であり、歴史的には、収益費用アプローチに依拠して利益計算を行う場合の収益や費用の期間配分の恣意性を極力小さくするために、資産負債アプローチが補完的な役割を担っていたと考えられている。これに対して、近年では、資産負債アプローチを収益費用アプローチと対立するものとして捉え、資産と負債の定義に基づいて資産と負債が測定され、その差額である純資産が測定されれば、その期間差額を利益とするという、より狭義の意味で資産負債アプローチを捉える見方も現れている³⁵。その一方で、両アプローチは相互排他的なものではなく、相互補完的なものであるとの見方も強く、例えば、わが国の「討議資料・概念フレームワーク」は、こうした立場に立つものである³⁶。また、米国基準や国際会計基準においても、資産負債アプローチが徹底されているわけではないとされている³⁷。

このように、現行の会計基準においても、上述のような狭義の資産負債アプローチのみが採用されているわけではなく、収益費用アプローチと並存した形になっている。もっとも、そうしたなかにおいても、将来の不確実なキャッシュ・フローの予測に有用な情報の提供というニーズへの対応という観点から、資産と負債の定義を重視し、それを満たすものについては貸借対照表上、認識

に役立つには、財務情報は、企業の経済的資源（資産）および当該資源に関する権利（負債と資本）についての情報を提供するものでなければならないと述べられている（par. OB18）。

³⁴ 以上につき、辻山 [2005] 110 頁参照。また、両アプローチの詳細については、例えば徳賀 [2002] 参照。

³⁵ 辻山 [2005] 110～111 頁参照。

³⁶ 例えば、齋藤 [2005] 8～9 頁、68 頁、辻山 [2005] 111 頁等を参照。

³⁷ この点の詳細については、例えば徳賀 [2002] を参照。

したうえで、(利益と捉えるかどうかは別として)その増減に関する情報を提供すべきという資産負債アプローチに立脚した会計基準が増えているとの見方は可能であろう³⁸。そのうえで、利益計算の観点から、資産負債アプローチの適用が制約される場合があると考えられている。

(3) 評価方法の見直し

こうした資産負債アプローチへの傾斜は、資産・負債の評価額をより将来のキャッシュ・フローの予測にとって有用なものとするべきとの議論につながる。その結果、例えば、貸借対照表上、認識されている資産につき、従来の取得原価による計上(原価法による評価)を見直し、時価評価、減損会計あるいは低価法を適用することにより、当該資産の現時点(貸借対照表日時点)における収益性に関する情報を提供すべきという見方が強まっている³⁹。そして、これらのうち、いずれの評価方法を採用かは、以下にみるように、基本的には投資の性質に応じて判断されると考えられている。

イ．時価評価

資産・負債の評価額をより将来のキャッシュ・フローの予測にとって有用なものとするべきとの議論は、例えば、企業が資産を売却する目的で保有し、売却しようと思えば売却可能な市場があるならば、それが今現在いくらで売却可能なのかという情報、すなわち、当該資産の時価に関する情報を提供すべきとの見方につながる。さらに、その売却が事業に制約されておらず、いつでも売却可能であるならば、それ自体が貨幣性資産であり、その価値変動は換金を待つまでもなく当期利益を構成するキャッシュ・フローの要素とみることができる。この点、例えば金融商品会計基準において、売買目的有価証券については時価をもって評価のうえ、評価差額を当期損益として処理することが求められるようになったのは、こうした考え方を反映したものと見える⁴⁰。また、2006年7月に企業会計基準委員会より公表された企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下「棚卸資産会計基準」という。)では、トレー

³⁸ 例えば徳賀[2002]参照。

³⁹ もっとも、こうした形での評価方法の見直しは、資産負債アプローチに立脚した場合にのみ説明可能というのではなく、収益費用アプローチからの説明も可能とされている。

⁴⁰ こうした会計処理は、米国基準や国際会計基準でも同様である。

ディング目的で保有する棚卸資産については、動産、不動産を問わず、売買目的有価証券に準じた処理、すなわち、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は当期の損益として処理することが要求されるようになった⁴¹（15～16項）⁴²のも、こうした見方の表れといえる⁴²。

その一方で、事業遂行上の必要性等から、直ちに売却・換金を行うことには制約を伴う資産等については、時価で評価するものの、当該評価差額は当期の損益に含めるのは適当でないと考えられている。その結果、例えば、売却目的でも満期保有目的でもない「**其他有価証券**」については、資本に直接計上するという処理が採られている（金融商品会計基準 18 項、75～80 項）⁴³。

ロ．取得原価基準のもとでの見直し

さらに、引続き取得原価で計上される資産についても、その収益性が低下した場合には、回収可能額まで帳簿価額を切り下げる会計処理が求められるようになっていく。減損会計や低価法の適用は、その典型例といえる。

⁴¹ トレーディング目的とは、当初から加工や販売の努力を行うことなく、単に市場価格の変動により利益を得ることを指す。その場合、活発な取引が行われるよう整備された、購買市場と販売市場とが区別されていない単一の市場（例えば、金の取引市場）の存在が前提となる。そうした市場でのトレーディングを目的として保有される棚卸資産については、投資家にとっての有用な情報は棚卸資産の期末時点の市場価格であると考えられている。また、これらの棚卸資産は、売買・換金に対して事業遂行上等の制約がなく、市場価格の変動にあたる評価差額が企業にとっての投資活動の成果といえると考えられている（以上につき、棚卸資産会計基準 60 項）。

⁴² この点、米国基準でも、貴金属のように、マーケティングに多額のコストをかけなくても一定の貨幣価値があるもの（市場価格での即時の売却可能性、交換可能性を有するもの）は、その貨幣価値で評価され、取得原価を超えて評価された対象物の開示が求められている。他方、国際会計基準でも、コモディティのブローカーやトレーダーの保有する一定の棚卸資産については、販売費用控除後の公正価値で評価し、その変動額を発生時の損益として認識することとされている（以上につき、企業会計基準委員会 [2005] 66～67 項参照）。

⁴³ こうした扱いは、ある資産のストックを時価で測った大きさと、その変動を捉えた時価評価損益の大きさとでは、情報としての価値は異なり、前者に意味があるとしても後者に意味があるとは限らない（金融投資の価値は時価で測られても、過去における時価の変動は投資成果の測定や投資価値の評価にとって、必ずしも有用な情報とは限らない）との考えに基づいている。つまり、事業活動から独立して自由に売却できる金融商品は、それを取得することで事業の成果が実現される「キャッシュ」であり、したがって、その価値変動は、それ自体がキャッシュ・フローとして投資の成果に含まれるとする。これに対して、事業に拘束されて自由に売却できない金融商品の場合、投資家の予測形成という事前の観点からは、成果が実現する前の、その限りでは期待レベルの情報でも当然に意味を持つものの、そうした金融商品はキャッシュではないから取得しても成果は実現しておらず、その時価変動は投資成果の測定や投資価値の評価にとって必ずしも有用でないと考えられている（以上につき、斎藤 [1998] 6～7 頁）。

(イ) 減損会計

減損会計（減損処理）とは、「収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった帳簿価額を、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように減額する会計処理」であり、わが国では、2002年8月に企業会計審議会から公表された「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「減損会計意見書」という。）によって、固定資産への適用が求められるようになった。同意見書によれば、事業用の固定資産については、通常、市場平均を超える成果を期待して事業に使われているため、市場の平均的な期待で決まる時価が変動しても、企業にとっての投資の価値がそれに応じて変動するわけではなく、また、投資の価値自体も、投資の成果であるキャッシュ・フローが得られるまでは実現したものではない。そのため、事業用の固定資産は取得原価から減価償却等を控除した金額で評価され、損益計算においては、そのような資産評価に基づく利益が計上されている。しかし、事業用の固定資産であっても、その収益性が当初の予測よりも低下し、事業の回収可能性を帳簿価額に反映させなければならない場合があることから、減損会計の適用が求められるとされている。もっとも、こうした会計処理は、上述のような金融商品に適用されている時価評価とは異なり、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするものではなく、将来に損失を繰り延べないために行われるものであり、あくまでも取得原価基準のもとで行われる帳簿価額の臨時的な減額であると説明されている（以上につき、減損会計意見書三1）。具体的には、固定資産のうち、減損の兆候がみられる資産または資産グループについて、これらが生み出す割引前の将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回るときは、減損の存在が相当程度に確実であるとし、減損損失を認識することが求められている（同四2(2)）⁴⁴。

⁴⁴ こうした固定資産への減損会計の適用は、米国基準や国際会計基準にもみられる。この点、米国基準では、帳簿価額が将来キャッシュ・フロー（割引前の総額）を超えるときに減損を認識し、その資産の帳簿価額を公正価値まで切り下げる。これは、減損した資産について、それまでのプロジェクトを清算し、その時点の時価で再び同じ資産を買い戻して新しい投資を始めたときとみる考え方に基づいている。これに対して、国際会計基準では、帳簿価額が回収可能価額を超える場合には、その額まで帳簿価額を切り下げるといった処理がなされる。ここでいう回収可能価額とは、その時点の正味売却価格と将来キャッシュ・フローの割引現在価値とのいずれが高いほうの額とされており、それが企業にとっての経済価値であると考えられている。その結果、米国基準よりも国際会計基準のほうが減損処理が求められる場合の要件が緩やかといえる（以上につき、例えば企業会計審議会〔2000〕参照）。

なお、減損処理は、回収可能価額の見積りに基づいて行われるため、その見積りに変更があり、変更された見積りによれば減損損失が減額される場合もあるが、そうした場合でも、いったん認識された減損損失の戻入れを行うことは認められていない（同四三）⁴⁵。

（ロ）低価法

他方、低価法とは、一定の場合に帳簿価額を切り下げる会計処理をいい、簿価切下げ後、時価が回復してもそれを考慮しない方法（切放し法）と、考慮する方法（洗替え法）とがある。いずれの場合でも、取得原価を超えて評価されることは認められない点で時価評価とは区別される。低価法は、従来、わが国では、棚卸資産について認められる例外的な評価方法として位置付けられてきた。すなわち、棚卸資産については、その原価を当期の実現収益に対応させることにより適正な期間損益計算を行うことが重視され、将来の販売時点の損失等、他の期間に帰属すべき損益によって歪めてはならないことから、原価法こそが期間損益計算の観点から適切であり、原則的な方法であると考えられてきた。そのうえで、一般に、期末に保有する棚卸資産に関して将来の損失が見込まれるときには、損失を早期に計上すべきという保守主義の原則を論拠に、原価法の例外として、低価法が容認されると説明されてきた（企業会計基準委員会〔2005〕13～14項）。

こうしたなか、2006年に公表された棚卸資産会計基準では、棚卸資産の評価

なお、国際会計基準では、企業が自ら使用する不動産（事業用不動産）および棚卸資産を除いた、賃貸収益または資本増価を目的として保有する不動産を「投資不動産」と定義し、これについては公正価値による評価と取得原価基準による評価のいずれかを会計方針として選択することとされている。投資不動産は、賃貸収益または資本増価という形で他の資産から概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す点で、事業用不動産とは異なるとの考えに基づくものとされている。公正価値による評価を選択した場合、公正価値の変動は損益とされ、減価償却および減損処理は行われぬ（以上につき、例えば企業会計審議会〔2000〕参照）。この点、日本基準では、投資不動産についても、有形固定資産と同様の会計処理が行われていたが、上述のように、2006年に公表された棚卸資産会計基準により、トレーディング目的で保有する不動産（国際会計基準でいうところの資本増価を目的として保有する不動産に相当すると考えられる）については、市場価格による評価が求められるようになっている。

⁴⁵ こうした処理は米国基準とほぼ同様である。もっとも、米国基準でも、売却により処分予定の長期性資産については減損損失の戻入れが認められている。これに対して、国際会計基準では、処分予定の長期性資産に限らず、すべての資産について資産価値の回復が認められる場合には減損損失を戻入れる（ただし、その時点の償却原価を上限とする）こととされている。

基準として、原価法ではなく、低価法を適用することが求められている⁴⁶。その理由として、棚卸資産の収益性が当初の予測より低下したことにより投資額の回収が見込めなくなった場合には、回収可能な額まで帳簿価額を切り下げることが、財務諸表利用者への的確な情報を提供することになるためと述べられている（棚卸資産会計基準 36 項）。すなわち、これまでの低価法を原価法に対する例外として位置付ける考え方は、取得原価基準の本質を、名目上の取得原価で据え置くことにあるとの理解に基づくものであるが、取得原価基準は、将来の収益を生み出すという意味においての有用な原価、すなわち回収可能な原価だけを繰り越そうとする考え方であるとみることにもできること、今日では、例えば、金融商品会計基準や減損会計基準において、収益性が低下した場合には、回収可能な額まで帳簿価額を切り下げる会計処理が広く行われていることを考えると、棚卸資産についても、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、品質低下や陳腐化が生じた場合に限らず、帳簿価額を切り下げることが考えられるとされている。なお、こうした収益性の低下による簿価切下げについても、減損会計と同様、あくまでも取得原価基準のもとでの回収可能性を反映させるように、過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理であると説明されている。

ここで棚卸資産における「収益性の低下」の判断基準が問題となるが、これについても投資の性質に対応して定められると考えられている。この点、棚卸資産の場合は、固定資産のように使用を通じて、また、債権のように契約を通じて投下資金の回収を図ることは想定されておらず、通常、販売によってのみ資金の回収を図るところに特徴があることから、評価時点における資金回収額を示す棚卸資産の正味売却価額がその帳簿価額を下回っているときには、収益性が低下しているとして、帳簿価額の切下げを行うのが適切と考えられている（同 37 項）⁴⁷。

⁴⁶ この点、米国基準においては、従来より、低価法を原価法の例外ではなく、原価基準の 1 つの適用形態と捉え、棚卸資産の評価基準についても、選択適用ではなく、低価法を原則としている。すなわち、低価法は、棚卸資産の時価（再調達原価）が取得原価よりも下落したときに当該下落分を取得原価から控除する会計処理であり、当該時価の下落による損失を下落が生じた期の費用とすることにより、将来の収益に対応させるべき原価を貸借対照表に計上する考え方とされている。他方、国際会計基準でも、棚卸資産については低価法のみが適用されている。この点につき、IAS 第 2 号「棚卸資産」では、「棚卸資産を原価から正味実現可能額まで評価減するという方法は、資産をその販売または利用によって実現すると見込まれる額を超えて評価すべきではないという考えと首尾一貫している」と述べられている（以上につき、企業会計基準委員会 [2005] 15 項）。

⁴⁷ これに対して、固定資産については、前述のとおり、減損の兆候のある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が

なお、簿価切下げ後に生じた正味売却価額の回復については、取得原価まで簿価切下額を戻入れる方法（洗替え法）と、戻入れない方法（切り放し法）があるが、棚卸資産会計基準では、継続適用を条件に、そのいずれかの方法を棚卸資産の種類ごとに選択適用することが認められている（14項）。この点、前述のとおり、日本の減損会計基準では減損損失の戻入れが認められていないが、これは、固定資産の減損処理においては、減損の存在が相当程度確実な場合に限って減損損失を認識および測定することとしているため等の理由に基づいている（減損会計意見書三4）⁴⁸。

これらの帳簿価額を下回る場合には、収益性が低下していると判断され、減損損失の認識を行うこととされている。また、市場価格のない債券または債権については、2節でみたとおり、債務者区分に応じ、貸倒懸念債権や破産更生債権等に該当するときには収益性の低下が生じていると判断され、貸倒見積高の算定を行うこととされている。さらに、その他有価証券（株式）に関しては、投下資本の回収は、保有を通じた関係や売却・配当によることが想定されるが、その場合でも時価が著しく下落したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き、収益性の低下が生じていると判断され、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失とすることが求められている（以上につき、企業会計基準委員会〔2005〕22項）。

⁴⁸ すなわち、固定資産の減損処理では損失発生の可能性の高さを要件とするのに対して、棚卸資産における収益性の低下は、期末における正味売却価額が帳簿価額を下回っているかどうかによって判断するため、事後的に正味売却価額が回復する可能性があり、洗替え法の適用は否定されないと考えられている（企業会計基準委員会〔2005〕41～42項）。むしろ、簿価切下額の戻入れを行う洗替え法のほうが、正味売却価額の回復という事実を反映するため、収益性の低下に着目した簿価切下げの考え方と整合的であるとの見方もなされている（棚卸資産会計基準56項）。その一方で、収益性の低下に基づき過大な帳簿価額を切下げ、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理において、いったん費用処理した金額を正味売却価額が回復したからといって戻入れることは、固定資産の減損処理と同様に、適切ではないとの見方もある。これによれば、評価性引当金により費用処理を間接的に行っているのであれば、見積りの変更により戻入れるとしても、直接的に帳簿価額を切り下げる場合には、切放し法のほうが整合的ということになる（同57項）。この点、棚卸資産会計基準では、これらの見解を踏まえつつも、収益性低下の要因によって適切な方法は異なりうること、これまで洗替え法と切放し法の両方が認められており、いずれが実務上簡便であるかは企業により異なること、いずれを適用するかによって結果が大きく異なる場合が多いこと等から、企業による選択的適用を認めるとの結論に至っている（58～59項）。

なお、国際会計基準でも、棚卸資産については、帳簿価額の切下げ後、時価（正味実現可能額）が回復した場合には帳簿価額まで過去の評価額を戻入れること（洗替え法の適用）とされている。これに対して、米国基準では、低価法は棚卸資産の原価に残存する有用性を表現する手段であり、その有用性は営業過程において、その取得のために支出しなければならない価額であるとの立場から、日本基準や国際会計基準と異なり、低価法適用時の時価（簿価切下げ額）として再調達原価が用いられている。この場合、収益性が低下したにもかかわらず投資を中断することなく操業が継続されているような資産は、新たな投資に切り替えられたとみなされ、戻入れを行わないのが整合的であるとして、切放し法が採用されている（企業会計基準委員会〔2005〕33、43～44項）。

八．負債の評価

以上のような将来キャッシュ・フローの予測にとって有用な情報の提供というニーズは、負債についても同様に当てはまる。負債の場合、それにより将来どの程度のキャッシュ・アウトフローが生じるのか、それは現在価値に直せばどの程度なのかに関する情報が有用ということになる。

この点、例えば金融商品会計基準では、デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は原則として当期の損益として処理することが求められている(25項)ことから、デリバティブ負債については時価評価が行われているといえる。また、年金債務についても、将来のキャッシュ・アウトフローに関する現在価値によって負債を評価するものとの見方が可能である⁴⁹。

もっとも、こうした例を除き、負債については、依然として、取得原価によって評価すべきであるとの見方が強いようである。その理由として、例えば企業が発行している社債の市場価値が下落したとしても、それによって企業の社債償還時の資金負担が軽減されるわけではなく、企業が支払わなければならない金額は契約によって定められている債務額に変わらないこと、負債の評価額に当該企業(債務者)の信用状態(信用リスク)を反映させると、企業は自らの信用状態の悪化によって負債の減少という利益を享受できる一方、信用状態の改善は負債の増加という損失をもたらすという問題(いわゆる負債の時価評価におけるパラドクス問題)が生じてしまうこと等が指摘されている。そのため、例えば、金融商品会計基準においても、金銭債務は、債務額あるいは償却原価をもって貸借対照表価額とすることが求められている(26項)⁵⁰。

⁴⁹ すなわち、1998年6月に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」により、企業は、従業員に対する将来の退職給付のうち認識時点(貸借対照表日)までに発生していると認められる額(退職給付債務)から、退職給付のために保有している資産(年金資産)を控除した額を企業の貸借対照表上、負債(退職給付引当金)として認識するとともに、当期に発生したと認められる退職給付の額等を当期の費用(退職給付費用)として認識することが求められる。この際、退職給付債務は、退職時まで合理的に見込まれる退職給付の変動要因(退職率、死亡率、予定昇給率等)を考慮して算定された退職給付見込額を現在価値に割り引いて算定されるが、その際に用いられる割引率は、原則として貸借対照表日現在のリスク・フリー債券の利回りを基礎に決定されること、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、または、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異等(数理計算上の差異)についても、一定の範囲で退職給付債務の算定額に加えられること、年金資産は公正価値で評価され、それを退職給付債務から控除した額が負債として計上されること等から、こうした会計処理も、将来のキャッシュ・アウトフローに関する現在価値によって負債を評価するものとの見方が可能であろう。

⁵⁰ もっとも、負債についても公正価値あるいは現在価値によって評価すべきとの主張もある。

(4) 経済的実質優先主義による法的効果の重視

さらに、将来の不確実なキャッシュ・フローの予測に有用な情報の提供という会計目的を重視し、そうしたキャッシュ・フローをもたらす可能性のあるものについては資産あるいは負債として認識すべきという考え方を推し進めると、そうした資産・負債が法律上の権利義務に基づくものかどうかは問題ではないという見方が強まってくる。最近の企業会計において、取引の法形式よりも経済的実質を優先して会計処理を行うべきという「経済的実質優先主義」の考え方が支持されているのは、こうした議論の帰結として捉えることが可能である。実際、国際会計基準では概念的フレームワークに明記されている(IASBCF, par. 35)⁵¹。米国基準においても、明示的には規定されていないものの、古くから会計における基本的な考え方の1つとして主張されており、概念フレームワークで明記されていないのは、むしろ当然のことであるためとされている(SFAC 2, par. 160)⁵²。

例えば、1993年6月に企業会計審議会から公表された「リース取引に係る会計基準」(以下「リース会計基準」という。)では、リース取引は、経済的実質に基づいて「ファイナンス・リース取引」⁵³と「オペレーティング・リース取引」

例えば、IASBの前身である国際会計基準委員会(IASC)が1997年3月に公表したディスカッション・ペーパー「金融資産および金融負債にかかる会計処理」や、IASBを含む基準設定主体等の共同で設置された作業グループ(JWG)が2000年12月に公表した基準書案「金融商品及びその類似項目」では、すべての金融負債に対して公正価値をもって測定することが明確に提案されている。なお、負債の公正価値測定をめぐる議論については、例えば岩村[1997]、佐藤[1995、2001]、川村[2000]等を参照されたい。

⁵¹ 具体的には、「情報が表示しようとする取引その他の事象を忠実に表現するためには、取引その他の事象は、単に法的形式に従うのではなく、その実質と経済的実態に即して会計処理され表示されることが必要である」と規定されている。

⁵² この点についての詳細は、例えば北村[2003]参照。

⁵³ ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引またはこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいうとされている(日本公認会計士協会会計制度委員会「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」<以下「リース会計実務指針」という。>二1)。このうち、は「解約不能」と呼ばれるものであり、法的形式上は解約可能であっても、解約に際して相当の違約金を支払わなければならない等の理由から事実上解約不能と認められる場合はこれに当たるとされている(リース会計基準注解1)。他方、オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう(同二2)。なお、米国会計基準や国際会計基準では、ファイナンス・リースとは、リース資産の所有に付随する実質的な経済的便益とリスクが

に分類され、前者に該当する場合には、所有権という法形式よりもむしろ資産の使用占有権がいずれにあるかという経済的実質を重視し、リース資産の貸手は当該リース物件を売却したものとして処理する一方で、借手は当該リース物件を貸借対照表上、資産として認識するという処理（売買処理）が求められている。

もっとも、かかる「経済的実質優先主義」が意味するところは、単に表面的な法律関係に従ってさえいれば妥当な会計処理がなされていると考えてよいという短絡的な発想を排除することに主眼があるのであって、法的視点による判断が軽視されることを意味するのではないとの見方が可能である。むしろ、何が経済的実態に即するかを判断するうえでは、法的効果の実質的な解釈に依存する面が小さくないと考えられる。なぜならば、何が経済的実態に即するか等の判断は、そうした項目によって将来キャッシュ・フロー（経済的便益）の流入または流出が生じる可能性が高いかどうかが主なメルクマールとなろうが、その可能性の程度は、結局、当該取引から生じる法的効果の実質的な解釈に委ねられるところが大きいと考えられるからである。

例えば、上述のリース会計基準についても、当該取引から生じる法的効果を実質的に解釈した結果と整合的な処理を要求するものと捉えることが可能である。すなわち、当該リース資産にかかる経済的便益やリスクを借手が享受あるいは負担することになるのは、それを認める内容の契約が明示的あるいは黙示的に当事者間で締結されているからと考えられる。当該取引の法的効果を実質的に解釈すれば、当該リース資産の経済的便益を取得する法的権利およびコストを負担する法的義務は、借手に帰属すると捉えることが可能であり、上記のようなリース取引の会計処理は、そうした法的権利義務関係を反映したものであるとの見方が可能であろう⁵⁴。

このように考えると、現行の企業会計では、資産・負債の認識について、いったんは取引の法形式にかかわらないアプローチを採りながらも、結局は、法規範や法的性質の実質的な解釈まで含めた広い意味における法的権利義務の有無を重要なメルクマールとしていると捉えることができると考えられる。換言すれば、資産・負債の認識にかかる会計基準の設定に当たっては、法的権利義務であるかどうかを第一次的なメルクマールとしつつも、より広い意味での法規

借手に移転しているものをいうとされており、解約不能は要件とされていない。

⁵⁴ これは、訴訟において、ある取引の法的効果（利害関係者の権利義務）が争われている場合に、賃貸借契約の法形式がとられる場合であっても、その実態に着目して売買契約であるとの認定がなされるのと同様である。

範に基づく権利義務まで包摂した概念として会計上の資産・負債を再構成したうえで、対象となる取引や事象の法律関係を形式的に捉えるのではなく、より実質的に法的効果を分析し、それを基に資産・負債の認識の要否を検討していく（具体的には、法的効果からみて将来の経済的便益の流入可能性が高い場合には資産として、流出可能性が高い場合は負債として認識する）という傾向にあるとの見方が可能であろう⁵⁵。

（５）財務構成要素アプローチの適用

こうした法的効果重視の傾向は、特に金融商品会計基準における認識⁵⁶・認識中止⁵⁷規準の考え方に顕著にみられるように、資産や負債を契約の束と捉え、それぞれの契約がもたらす将来キャッシュ・フローの観点から資産あるいは負債を構成要素に分解し、各要素の性質に応じた会計処理を求めるという見方につながりうる。

このように、財務構成要素ごとに分解して捉える考え方は、「財務構成要素アプローチ」と呼ばれている。より具体的にいえば、財務構成要素アプローチとは、金融商品を構成する財務的要素に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の認識を中止し、留保される構成要素の存続を認識するというものである（例えば金融商品会計基準 57 項）。これに対して、金融商品が内包するリスク・経済価値は1つの単位として不可分であり、そうしたリスク・経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合にはじめて当該資産または負債の認識を中止するという考え方は、「リスク・経済価値アプローチ」と呼ばれている（同項）。

この点、従来は、「リスク・経済価値アプローチ」に立脚して、資産または負債の認識・認識中止を捉える見方が主流であった。しかしながら、証券・金融市場の発達により金融資産の流動化・証券化が進展するに伴い、例えば、譲渡

⁵⁵ 以上につき、例えば古市〔2003〕参照。

⁵⁶ 「認識」とは、2006年12月に企業会計基準審議会より出された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」において、「構成要素を財務諸表の本体に計上することをいう」と定義されている（第4章1項）。本稿でも、特に断りのない限り、「認識」をこの意味で用いている。

⁵⁷ 「認識中止」とは、いったん貸借対照表に認識された資産や負債を貸借対照表から除外することであり、金融商品会計基準では「消滅の認識」という表現が用いられている。これについては、「オフバランス化」、「認識の中止」、「消滅の認識」等のさまざまな表現が用いられているが、本稿では、基準等の引用を除き、「認識の中止」あるいは「認識中止」という用語を用いることとする。

人が自己の所有する金融資産を譲渡した後も回収サービス業務を引き受ける等、金融資産を財務構成要素に分解して取引することが多くなると、少なくとも金融資産については、リスク・経済価値アプローチでは取引の実質的な経済効果が譲渡人の財務諸表に反映されないとして、財務構成要素アプローチに立脚した見方が強まっている⁵⁸。

もっとも、不動産については、流動化取引の場合であっても、依然としてリスク・経済価値アプローチに基づいて認識・認識中止を考える見方が強いようである。例えば、特別目的会社（資産の流動化に関する法律 2 条 3 項に規定されるもの）に不動産を譲渡することにより、当該不動産を資金化する取引（不動産流動化取引）については、2000 年に日本公認会計士協会から公表された会計制度委員会報告第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（以下「不動産流動化実務指針」という。）において、「リスク・経済価値アプローチ」が採用されている（不動産流動化実務指針 3 項、5 項）⁵⁹。具体的には、不動産流動化取引において、不動産が特別目的会社に適正な価額で譲渡されており⁶⁰、かつ、当該不動産に関するリスク・経済価値のほとんどすべてが、譲受人である特別目的会社を通じて他の者に移転していると認められる場合⁶¹には、譲渡人は当該取引を売却取引として会計処理する（すなわち譲渡不動産の認識を中止する）。逆に、そうとは認められない場

⁵⁸ この点、例えば川村 [2003] は、「こうした考え方（法律上の債務はすべて負債となると考えられ、法律上の債務が負債として計上されないことは、法律上の債務の一部が負債の定義を満たさないことを意味しているのではなく、負債の定義は満たすが財務諸表への認識の要件を満たしていないとする考え方 筆者加筆）は、金融商品会計の領域では徹底してきており、例えば、金融負債の認識は、金融資産の場合と同様であるが、いわゆる契約基準で行われ、認識終了は（経済的実質重視などではなく）法律的な契約内容が重視される財務構成要素アプローチによっている」と指摘している。なお、財務構成要素アプローチとリスク・経済価値アプローチの具体的内容、米国会計基準、国際会計基準、日本基準への表れ、実際の会計処理における両者の異同点等については、例えば、宮田 [2004]、吉田 [2005] 等を参照。

⁵⁹ この点は、国際会計基準や米国基準でも、動産の流動化については財務構成要素アプローチに立脚した会計処理を行うとの明示的な基準はないことから、同様に捉えられていると考えられる。なお、動産（機械等）については不動産流動化実務指針の対象外であるが、その会計処理を行ううえで同指針は参考になると考えられている（監査法人トーマツ [2006] 1044 頁）。また、不動産担保債権の場合に、実質的には担保資産からの資金回収しか図れないケースは経済実態的には不動産を所有しているのと同視可能であるとしても、法的には金銭債権であることから、金融商品の会計基準に従うこととなるうと考えられている（同）。

⁶⁰ 不動産が法的に譲渡されていること、および資金が譲渡人に流入していることが前提となる。

⁶¹ ここでいう不動産のリスクとは、経済環境の変化等の要因によって当該不動産の価値が下落することであり、不動産の経済価値とは、当該不動産を保有、使用または処分することによって生ずる経済的便益を得る権利に基づく価値をいう（不動産流動化実務指針 4 項）。

合には、金融取引として会計処理する（すなわち譲渡不動産の認識を中止しない）ことが求められている。これは、金融資産でない不動産の流動化においては、信託受益権による流動化を含め、不動産にかかる権利の譲渡であるということ、リスク・経済価値が不動産の所有と一体化していること、金融商品に比べ時価の算定が容易でなく流動性も劣ること等の特徴を考慮したためと説明されている（不動産流動化実務指針 27 項）。すなわち、不動産の場合、その価値を判断するにしても、キャッシュ・フローに一律に置き換えられない使用価値や売却価値などの異なった判断基準があり、構成する種々の要素を分解して考えようとしても複雑であるためとの判断がなされている⁶²。

（6）発生可能性の測定要素への反映

以上のような潮流は、さらに、経済的実質あるいは法的効果を考慮すると将来のキャッシュ・フローの発生可能性があるものについては、例えば、その発生に条件が付されている場合であっても広く会計上の資産または負債として捉えるべきではないか、さらには、将来キャッシュ・フローの発生可能性（条件の成就可能性）が一定の閾値を超えたときにはじめて資産あるいは負債として認識するのではなく、その発生の可能性を測定要素に織り込むことで、貸借対照表上で認識すべきではないかとの発想につながっていく。上述のような偶発事象の会計処理をめぐる最近の議論（将来事象の発生する可能性あるいは確実性を認識基準ではなく測定に反映させようとする動き）や、米国基準および国際会計基準における保証債務への時価評価の（部分的）導入は、こうした考えの表れといえよう。日本基準においても、現行の年金会計基準が条件付債務である年金債務について、その発生時から負債として認識することを要求していること、金融商品会計が保有目的に応じて有価証券の評価方法を区別していること、さらにはデリバティブ負債については時価評価が求められること等も、「将来の不確実事象の発生可能性」を会計処理に織り込んだ例として捉えることも可能であろう⁶³。

もっとも、近年の企業会計においても、あらゆる「将来の不確実事象の発生

⁶² 監査法人トーマツ [2006] 1044 頁。

⁶³ 例えば川村 [2007] は、金融商品会計基準におけるデリバティブの認識について、「その認識については、引当金のように、将来の経済的便益または経済的負担が生ずる蓋然性の程度が問われることなく、むしろそういった蓋然性の程度は資産または負債の時価として測定される金額に反映されることとなった」（4 頁）と述べている。

可能性」を会計上の資産あるいは負債の測定要素として捉えることにより、それらを資産あるいは負債として貸借対照表上、認識することを求めるのが妥当と考えられているわけではない。例えば、国際会計基準では、「過去の事象から発生しうる資産のうち、企業が必ずしも支配可能といえない将来の 1 つもしくは複数の不確実な事象が発生するか、または発生しないことによるのみその存在が確認されるもの」を偶発資産を定義したうえで、そうした偶発資産を企業は認識してはならないとされている（IAS 37, pars. 10、31）。また米国基準でも、SFAS 5 号によれば、偶発事象に基づく損失（偶発損失）については負債として認識する一方で、偶発利益（利益をもたらすかもしれない偶発事象）については、資産として認識してはならないとされている（SFAS 5, par. 17）。さらに、企業の超過収益力に相当する、いわゆる「自己創設のれん」の計上は認められないというのが現行基準の基本的な考え方である⁶⁴。他方、上述のように認識範囲の拡大が検討されている偶発負債についても、例えば IAS 37 号の改訂公開草案をめぐる議論⁶⁵では、少なくとも訴訟が提起されただけで具体的な手続が進行していないような訴訟債務については、少なくとも負債として認識することを要求しない方向で議論が進められているようである。

これらの点を踏まえると、近年の企業会計においても、将来の不確実事象の発生可能性を財務諸表に反映させるべきとの見方が強まってはいるものの、資産については、いわゆる自己創設のれんや偶発資産の認識につながるような会計処理は認められないほか、負債についても、例えば上述の提起されたばかりの訴訟債務のように、債務の内容が極めて流動的で、債務が発生するかどうかを客観的に判断することがほぼ不可能といえる場合にまで認識することは要求されないと考えられているとの見方が可能であろう。

⁶⁴ 例えば、国際会計基準では、IAS 38 号「無形資産」par. 48 で、自己創設のれん（内部創出のれん）の資産計上が明確に否定されている。もっとも、米国基準では、企業結合時に資産計上したのれんについては償却してはならないとされており（SFAS 第 142 号「のれん及びその他の無形資産」par. 18、ただし減損会計が適用される。）。このことは、追加投資による自己創設のれんを計上することに実質的に等しいとの指摘がある。なお、日本基準でも、企業結合時に有償で取得したのれんについては資産として計上することが認められているが、その後、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定期的に償却することが求められている（「企業結合に係る会計基準」三 2(4)）。

⁶⁵ 脚注 3 参照。

(7) 小括 担保の会計処理への適用可能性

以上みてきたように、近年の企業会計においては、会計情報の目的として投資家等の意思決定に有用な情報を提供すること（意思決定支援機能あるいは情報提供機能）が重視され、そのために会計情報は「将来の不確実なキャッシュ・フローの予測に資する情報」であることが求められる傾向が強まっている。その結果、将来のキャッシュ・フローをもたらす可能性がある経済的資源あるいは経済的義務のうち、会計上の資産・負債の定義および認識規準を満たすものについては貸借対照表で認識し、それらキャッシュ・フローの増減を示すことが必要と考えられている。こうした意味での資産負債アプローチへの傾斜により、ストックを時価あるいは収益性を反映した形で評価し、それを帳簿価額として表示することへのニーズが高まり、時価評価や、取得原価基準のもとでの減損会計および低価法が適用される資産・負債の範囲が広がっている。これらの評価方法のいずれが適当かは、投資の性質に応じて判断されるとされ、その思想は評価差額の当期損益への反映の仕方にも表れている。すなわち、時価評価を行う場合でも、その評価差額のすべてを当期損益（期間利益）として捉えるかどうかについては議論があり、少なくとも現行基準においては、資産・負債の保有（投資）目的や資産等の性質等によって、期間利益に反映されるものと、されないものとが並存した形になっている。

さらに、将来の不確実なキャッシュ・フローをもたらすものであれば、その法律上の権利義務が当該企業に帰属しているかどうか（取引の法形式）よりも、将来のキャッシュ・フローが当該企業に流入するかどうかという経済的実質を優先して会計処理を行うべきという「経済的実質優先主義」の考え方が支持されるようになる。もっとも、何が経済的実質に即するかを判断するうえでは、法的効果の実質的な解釈に依存する面が大きいことを踏まえると、このような「経済的実質優先主義」の意味するところは、結局のところ、法的効果の重視にあるといえる。そして、こうした法的効果重視の考え方は、例えば金融商品のように、契約の束によって構成されている資産については、契約（法的効果）を基に財務構成要素に分解し、それぞれがもたらしうる将来キャッシュ・フローを会計上、適切に反映させるというアプローチ（財務構成要素アプローチ）の適用へとつながる。また最近では、以上のような流れをさらに推し進める形で、将来キャッシュ・フローの発生可能性を認識規準ではなく、測定要素に反映させることによって、発生の可能性が一定の閾値を超えない場合でも会計上、認識すべきではないかとの議論がなされるようになってきている。

こうした企業会計の思考に照らして担保の会計処理を再考すると、担保設定に伴う法的効果をより細かく（担保設定契約を構成する財務的要素に分解して）

分析することにより、担保が設定されていない場合と比べて債権者（担保権者）あるいは債務者（担保設定者）にもたらされる将来のキャッシュ・フローの流出入に何らかの変化が生じうると判断される場合には、その発生が将来の不確実事象に依存する場合であっても、将来の不確実なキャッシュ・フローの予測に資する情報を提供するという目的から、そうした将来の不確実事象の発生可能性を、必要であれば財務構成要素に分解したうえで、会計上、反映させる（例えば、資産または負債として認識する、認識を中止する、評価額に反映させる等の方法によって）必要があるとの議論も可能であろう。

これを1つの仮説として、以下では、まず4節において担保設定に伴う法的効果につき、担保権者と担保設定者とに分けて概観し、担保の設定に伴って担保権者あるいは担保設定者にもたらされる将来の経済的資源の流出入にどのような変化が生じうるかを考察する。そのうえで、5節では、こうした法的効果の観点から担保の会計処理について再考する場合には、どのような論点がありうるかについて、整理・検討する。

4．担保設定の法的効果

本節では、担保の設定によって、担保権者または担保設定者の将来キャッシュ・フローにどのような変化が生じうるのかをみるうえで、担保設定の主な法的効果について概観する。具体的には、被担保債権の債務者の保有する有価証券、金銭債権、動産、不動産について、質権、譲渡担保、抵当権、根抵当権、所有権留保、ファイナンス・リース、相殺予約のいずれかが設定された場合を念頭に置き、担保権者と担保設定者とに分けてみていく。

なお、担保の法的効果あるいは法的効力をめぐっては、明文規定がない等の理由から、解釈が分かれている場合も多い。しかしながら、本稿は、担保の会計処理を考える際の視点を導出することを目的とすることから、こうした議論があることを認識しつつも、詳細な法解釈論等には立ち入らずに、極めて単純化して論じている。その意味で、担保の法的考察としては不十分な点が多い。より詳細な点については、本稿で参照にしている文献のほか、専門の文献を参照されたい。

(1) 担保権者

イ．優先弁済権

担保の設定により、担保権者は、担保設定者が債務を履行しない場合には、担保を実行することにより、担保資産から他の債権者に先立ち、法的にあるいは事実上、優先的に弁済を受けることができる。こうした効力は、優先弁済の効力と呼ばれ、担保の中心的効力として位置付けられている⁶⁶(本稿では、以下、こうした効力に基づく担保権者の権利を「優先弁済権」と呼ぶ。)

なお、担保権者は、対抗要件を備えることにより、かかる担保の効力を担保設定契約当事者以外の第三者に主張することができる。対抗要件具備の方法は、担保の種類や担保資産によって異なっており、例えば、抵当権や不動産質については登記、動産質については占有の取得・継続、債権質および債権譲渡担保については確定日付ある証書による担保設定者(債権の譲渡人)から第三債務者への通知または第三債務者の承諾あるいは動産債権譲渡特例法に基づく債権譲渡登記ファイルへの登記、動産譲渡担保については占有の取得または動産債権譲渡特例法に基づく動産譲渡登記ファイルへの登記、振替制度を利用している株式に対する質権や譲渡担保の設定については、振替口座簿における質権者あるいは株主としての記載とされている。

(イ) 実行方法

担保権者の優先弁済権は、担保設定者が債務不履行に陥ることにより自動的に行使されるものではなく、担保権者には担保の実行(換価)時期を選択する権利(換価時期選択権)が保証されている。特定の時点で担保資産の価額が被担保債権を下回っていても将来その価額が上昇する可能性があるため、担保権

⁶⁶ このほか、物的担保に共通する性格(通有性)として、付従性(随伴性を含む)、不可分性、物上代位性がある。付従性とは、担保権の発生には被担保債権の存在を要件とし(成立に関する付従性)、被担保債権が消滅すれば担保権もまた消滅する(消滅に関する付従性)ことをいう。また、付従性の1つの現れとして被担保債権が他人に移転すれば担保もまたこれに伴って移転するという性格が担保にはあり、これを特に随伴性と呼んでいる。もっとも、こうした付従性や随伴性の具体的な現れ方は、担保によって異なりうる。また不可分性とは、担保権者は被担保債権の全額の弁済を受けるまで目的物の全部についてその権利を行うことができることをいう。さらに物上代位性とは、担保資産の売却・賃貸・滅失または毀損によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、優先弁済権を行使することができることをいう。なお、担保資産に対する追及力や効力の及ぶ目的資産の範囲については、担保権や担保資産の種類によって異なっている(以上につき、例えば高木[2005]10~11頁参照)

者にその担保の実行による換価の時期について選択権が与えられているのである。もっとも、こうした換価時期選択権は、後述のように、担保設定者に倒産手続が開始されたときは、制約されることになる。

担保の実行方法（優先弁済権の行使方法）は、担保や担保資産の種類によって異なる。例えば、第 1 に、質権や抵当権のような民法の定める担保権（いわゆる典型担保）が設定されている場合には、競売手続に従って実行することが求められている⁶⁷。他方、譲渡担保、所有権留保およびファイナンス・リースのように、民法によって規定されていない担保権（いわゆる非典型担保）については、担保権者が担保資産の権利（所有権、株式等）を自己に帰属させることによって、代物弁済的に債権の満足を得る方法（帰属清算）と、担保権者が担保資産を売却し、その代金から弁済を受ける方法（処分清算）のいずれによることも認められる。いずれの方法によるかは、通常、担保設定契約で定められている。いずれの場合でも、担保権者から設定者への実行通知のみで実行が可能とされている。また、譲渡担保では、判例によって、目的物の価額が被担保債権の額を上回る場合には、担保権者に当該差額の清算義務が課されており、担保設定者は、当該清算金が支払われるまで担保資産を留保しうる。この点は、所有権留保およびファイナンス・リースについても同様に解しうるとされている⁶⁸。

第 2 に、担保資産が金銭債権である場合、担保権者は、自己の債権額に相当する部分について担保資産（目的債権）を直接取り立て、被担保債権に充当することが認められている（民法 366 条 1～2 項）。担保資産が利息付の債権である場合、その利息についても取り立てることが可能である（同 350 条、297 条）。こうした取立権は目的債権を他の債権者が差し押えたときも影響を受けず、また、第三債務者は差押債権者に弁済をしても質権者に対抗できないと解されている。もっとも、担保資産の弁済期が質権の被担保債権よりも早い場合は、質権者は第三債務者に対して供託するよう請求でき、その後は、供託金のうえに質権が存続することになる（同 366 条 3 項）。ちなみに、金銭債権に譲渡担保のような非典型担保が設定された場合には、債権質と同様に、被担保債権の範囲

⁶⁷ もっとも、動産質や株券が発行されている場合の株式質の場合、鑑定人の評価に従い担保資産（株券や動産）をもって直ちに弁済に充当することを裁判所に請求すること（簡易な弁済充当）も認められている（民法 354 条等）。また、不動産質の場合、簡易な弁済充当は認められないものの、後述のように、抵当権の場合と同様に、担保不動産競売に加えて担保不動産収益執行が認められている。

⁶⁸ 例えば道垣内 [2006] 361 頁参照。

で直接取立てることができる⁶⁹。また、相殺予約の合意がある場合には、それと自己の債務（受働債権）とを相殺することにより、被担保債権（自働債権）の弁済を受けるといった方法が採られることになる。

第3に、不動産に質権や抵当権が設定された場合、競売による方法（担保不動産競売）のほか、担保不動産につき管理人を選任し、そこから収益を獲得する方法（担保不動産収益執行）⁷⁰によることも可能とされている。担保権者は、状況に応じて、これらのいずれかまたは双方を選択して実行することができる（民事執行法180条参照）。なお、担保不動産収益執行の方法による場合、本執行手続により収益の配当を受けうる債権者は、強制管理の申立てをした（一般）債権者、担保不動産収益執行の申立てをした担保権者、執行力のある債務名義の正本を有する債権者および一般先取特権で配当要求をした者、および、担保不動産収益執行のされた不動産の所有者が賃借人に対して有していた賃料債権をすでに差し押えていた債権者等に限定されている（同188条、107条1項）。また、配当を受けるためには、強制管理手続・担保不動産収益執行手続がすでに開始されていたとしても、重ねて担保不動産収益執行の申立てをしなければならないとされている（同188条、93条の2）。

⁶⁹ 債権譲渡担保において、被担保債権の弁済期が到来するよりも前に目的債権の弁済期が到来した場合については、債権譲渡担保は、不動産・動産のそれとは性質が異なり、譲渡担保権者に取立権・弁済充当権を認めることを本質とするという見解と、担保である以上、債権質と同様に譲渡担保権者は第三債務者に供託を請求することしかできず、その供託金上に被担保債権の弁済期到来まで譲渡担保権が存在するという見解とに分かれている。また、被担保債権よりも目的債権の弁済期のほうが後に到来する場合についても、被担保債権の弁済期の到来により、譲渡担保権者が目的債権の完全な債権者となり、そのうえで清算義務が生じるとする見解と、担保手段であることを重視し、債権質と同様に、目的債権の弁済期到来を待って自己の債権額に見合う限度で取り立て、弁済充当することができるにとどまると捉える見解に分かれている。もっとも、実際には、契約書において、被担保債権の弁済期が到来していなくても目的債権の弁済期が到来した場合における譲渡担保権者の取立権・弁済充当権を明示している場合が多いようである（例えば、道垣内[2006]341～342頁参照）。

⁷⁰ 担保不動産収益執行は、2003年の民法・民事執行法の改正により導入された。その導入理由としては、以前より認められていた強制管理手続（一般債権者が債務者の不動産を差し押さえ、選任された管理人がその不動産を第三者に賃貸して収取した利益から債権を回収するもの）が以前より認められていたこととの理論的なアンバランスを解消すること、抵当不動産の売却が困難な場合があること（例えば大規模な賃貸マンションの場合等）、売却前に占有関係を整理するニーズがあること（例えば不法占拠者や賃料不払いの賃借人がいる場合等）等が挙げられている（道垣内[2005]220～221頁参照）。同手続の詳細については、このほか、例えば高木[2005]179頁以下を参照。

(口) 被担保債権の範囲

以上のような担保権者の優先弁済権の及ぶ被担保債権の範囲については、担保や担保資産の種類によって異なっている。

例えば、第 1 に、質権の効力が及ぶ被担保債権の範囲は広範であり、原則として、元本および利息のほか、違約金、質権実行の費用、質物保存の費用および債務不履行または質物の隠れた瑕疵による損害賠償が含まれる(民法 346 条)⁷¹。こうした被担保債権の範囲を設定当事者の合意で変更することは可能であり、かかる特約は公示しなくても第三者に対抗可能とされている。また、将来債権を被担保債権とすることも認められている。もっとも、不動産質については、後述のように担保権者に担保資産の使用収益が認められていることから、被担保債権の利息に対しては、質権の効力は及ばないとされている(同 358 条)。これと異なる特約は可能であるが(同 359 条)、それを第三者に対抗するためには登記が必要となる(不動産登記法 95 条)。そして、かかる特約には抵当権に関する民法 375 条が準用され、利息に対する優先弁済権の範囲は遅延損害金と合わせて満期となった最後の 2 年分に制限される(同 361 条参照)。

第 2 に、抵当権については、その効力の及ぶ被担保債権の範囲が質権よりも制限されている。具体的には、被担保債権の元本とその利息・遅延損害金に限定されている。また、それらの利息・遅延損害金については、満期となった最後の 2 年分に限られている(民法 375 条)⁷²。将来債権を被担保債権とすることは可能である。

第 3 に、根抵当権の場合、設定契約で定めた被担保債権につき、極度額の範囲まで、優先弁済権が及ぶ(こうした被担保債権の範囲や極度額は登記事項とされている)。根抵当権の被担保債権は、「特定の継続的取引契約から生ずる債権その他債務者との一定の種類取引から生ずる債権」(民法 398 条の 2・2 項)であれば、将来の債権も含まれる。また、直接の取引関係から生じた債権でなくとも、特定の原因に基づいて債務者との間に継続して生じる債権や、手形上もしくは小切手上的請求権については、被担保債権に含めることが可能とされている(同条 3 項)。そして、極度額の範囲内であれば、利息・遅延損害金につ

⁷¹ ただし、会社更生手続においては、社債を除き、質権の効力が及ぶ被担保債権の範囲は、当該被担保債権のうち利息または不履行による損害賠償・違約金の請求権の部分に関しては、更生手続開始後 1 年を経過する時(その時まで更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時)までに生ずるものに限られる(会社更生法 2 条 10 項但書)。

⁷² もっとも、債務者や物上保証人との関係では、民法 375 条の制限はない。

いても制限はなく、何年分でも担保される。また、被担保債権の範囲や極度額は、元本が確定する前であれば、根抵当権者と設定者との合意で変更可能である（同 398 条の 4、398 条の 5）。もっとも、極度額を変更する場合は、利害関係者の承諾が必要となる（同 398 条の 5）⁷³。

第 4 に、譲渡担保、所有権留保、ファイナンス・リースのような非典型担保の被担保債権の範囲は、契約によって定められる⁷⁴。なお、相殺予約については、受働債権と相殺適状にある自働債権の範囲が被担保債権の範囲に当たるといえるよう。

（八）倒産手続における効力

債務者である担保設定者が破綻した場合、担保権者の優先弁済権に制約がかかる場合がある。そうした制約の程度や内容は、開始された倒産手続（破産、民事再生、会社更生）や担保の種類によって異なる。

第 1 に、担保設定者に破産手続が開始した場合でも、質権および抵当権は、別除権として破産手続とは独立に実行することが可能とされている（破産法 2 条 9 項、65 条 1 項）⁷⁵。また、譲渡担保、所有権留保、ファイナンス・リースのような非典型担保についても、明文規定がないものの、別除権として扱われるというのが一般的な考え方であり、実際の処遇とされている⁷⁶。

⁷³ このように、根抵当権では、将来にわたり継続的に発生する多数の債権が一括して被担保債権とされていることから、根抵当権を実行するに当たっては、被担保債権の元本の「確定」が必要とされている。こうした確定により被担保債権は浮動状態を脱し、根抵当権は、その時点で存する元本およびそこから生じる利息・遅延損害金を担保する抵当権となる。この確定は、設定者あるいは根抵当権者による元本確定請求により生じるほか、債務者が破産手続開始の決定を受けたとき等の一定の事実の発生によっても生じる（民法 398 条の 20・1 項）。さらに、設定契約において確定期日をあらかじめ定めておくことも可能である（同 398 条の 6・1 項）。

⁷⁴ 譲渡担保については、抵当権に関する民法 375 条の制限（利息・遅延利息は満期となった最後の 2 年分に限定される）が類推適用されるかが問題となりうるが、通説では否定されている（例えば高木 [2005] 344 頁参照）。

⁷⁵ ちなみに、破産手続開始の申立てがあった場合において、当該手続開始の決定がなされるまでの間、債権者間の平等を害する等、破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めべき特別な事情がある場合には、裁判所は、利害関係人の申立てまたは職権により、すべての債権者に対して強制執行等の禁止を命じる「包括的禁止命令」を行うことが可能とされている（破産法 25 条）。この命令がなされた場合には、担保を実行することは認められない。なお、包括的禁止命令は、民事再生手続および会社更生手続においても認められている（民事再生法 27 条、会社更生法 25 条）。

⁷⁶ 沖野 [2006] 120～121 頁参照。もっとも、非典型担保も別除権として処遇されるといって

ただし、破産手続が開始すると、破産管財人は、別除権者（担保権者）の意向にかかわらず、目的資産の換価が可能である（破産法 78 条 2 項、184 条）。このため、担保権者には平時のような換価時期選択権が保障されない。また、破産管財人は、破産手続開始時に破産財団に属する財産につき担保が存する場合において目的資産を任意に売却して当該担保を消滅させることが破産債権者の一般の利益に適合するときであって、かつ、当該担保を有する者の利益を不当に害しないと認められるときは、裁判所に対し、当該資産を任意に売却し、所定の額の金額が裁判所に納付されることにより当該資産につき存するすべての担保を消滅させることについての許可（担保権消滅の許可）の申立てをすることができる（同 186 条 1 項）。これに対して異議のある担保権者には、担保権消滅の申立書の送達後 1 ヶ月以内に、担保の実行を申し立てるか、より高価（5% 増し以上）での買受けを申し出ることが認められている（同 187 条 1 項、188 条 1 項）。このような担保権者からの申立て等がない場合、担保権消滅許可の決定は確定する。その後、当該決定に基づき裁判所に所定の金銭が納付されると、その時点で担保は消滅し（同 190 条 4 項）、担保権者に対しては、裁判所を通じて、民事執行の場合と同様の手続で配当または弁済金の交付が行われることになる（同 191 条）。

なお、相殺予約に基づく相殺も、破産手続外で行使可能とされている。もっとも、相殺権の行使期間や相殺可能な受働債権の内容等には制限が加えられている（破産法 71～72 条）⁷⁷。相殺予約の一種ともいえる一括清算条項⁷⁸については、1998 年に制定された「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」（一括清算法）により、破産手続や会社更生手続における有効性が法文上、認められている。この法律は、金融機関等が当事者となる場合を対象とするものであるが、その後改正された破産法では、より一般的に一括清算条項の効力を認める規定が置かれている（同 58 条 5 項。また、民事再生法 51 条、会社更生法 63 条で準用）。

第 2 に、担保設定者に民事再生手続が開始された場合も、質権および抵当権

も、別除権に関する規定のどれが、どの範囲で適用・類推適用されるかについては、解釈に委ねられている（沖野 [2006] 121 頁）。

⁷⁷ 倒産手続における相殺権の扱いについては、例えば沖野 [2006] 225～234 頁を参照。

⁷⁸ 一括清算条項とは、2 当事者間に存在するスワップ取引やデリバティブ取引等の一定の範囲の取引から生ずる債権債務について、当事者に破産、会社更生等の事由が生じた場合に、履行期や通貨を問わず、一定の方法によって単一の通貨の現在価値に引きなおして差し引き清算するという取り決めをいう（一括清算条項を含め、ネットティングについては、例えば内田 [2005] 266～268 頁を参照）。

については民事再生法 53 条により、また、非典型担保については解釈により、別除権として扱われる。もっとも、清算解体を内容とする破産手続と異なり、再生手続においては、事業の再生のために、担保権実行手続の中止命令制度が設けられている（民事再生法 31 条）。すなわち、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人に不当が損害を及ぼすおそれがないと認められるときは、利害関係人の申立てにより、または職権で、裁判所は、相当の期間を定めて、再生債務者の財産につき存する別除権となるべき担保の実行手続の中止を求めることができるとされている。なお、相殺予約については、破産手続の場合と同様に、破産手続外で行使可能である一方で、相殺権の行使期間や相殺可能な受働債権の内容等に制限が加えられている（同 51 条、92～93 条）。

再生手続においても、担保資産が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、再生債務者または管財人は、裁判所に対して担保権消滅の許可を申し立てることができる（民事再生法 148 条 1 項）⁷⁹。これに対して、担保権者は、当該申立書に記載された担保資産の価額に異議がある場合、申立書の送達を受けた日から原則として 1 ヶ月以内に、裁判所に対して価額の決定を請求しうる（同 149 条 1～2 項）。かかる請求があった場合、裁判所は、当該請求を却下する場合を除き、評価人を選任し、財産の評価を命じ、評価人の評価に基づき決定によって財産の価額を定める（同 150 条 1～2 項）。この決定は、価額決定の請求をしなかった担保権者に対しても効力を生じ（同 150 条 4 項）、価額決定が確定したときは、再生債務者等が納付すべき金額は申出額ではなく当該決定によって定められた価額に相当する額となる（同 152 条 1 項）⁸⁰。

第 3 に、担保設定者につき会社更生手続が開始した場合には、質権および抵当権は更生手続に取り込まれ、担保権者による手続外での自由な権利行使は認

⁷⁹ 担保権の消滅の制度を利用するためには、目的財産の価額の全額を請求期間の経過等の日から 1 ヶ月以内に裁判所に納付する必要がある（民事再生法 152 条 1 項、民事再生規則 81 条 1 項）。裁判所の定める期限までに納付がないときは、担保権の消滅の許可は取り消される（民事再生法 152 条 4 項）。そのため、利用可能な場面は目的財産の価額に相当する金銭の余剰がある場合に限られるが、再生債務者にそのような余剰金があることはまれであり、いわゆるスポンサーによる資金援助があるような場合でなければ、現実にこの制度を利用することは期待できないとされている。この点を含め、債務者の倒産手続における担保権消滅許可については、例えば沖野 [2006] を参照。

⁸⁰ 評価人による財産の評価は、当該財産を処分するものとして行われる（民事再生規則 79 条 1 項）。処分価額の算定が、任意売却を基準とすべきか、それとも担保権の実行を基準として競売減価を考慮すべきかどうかは、担保権者が保証されるべきものは何かをめぐり争いがある。この点を含め、民事再生手続における財産評定制度の詳細については、例えば山本 [2005] 231 頁以下を参照。

められなくなる（会社更生法 2 条 10 項）。また、非典型担保についても同様に解釈されている⁸¹。更生手続開始時に更生会社の財産に対してすでになされている担保の実行も、中止される（会社更生法 50 条 1 項）。なお、相殺については、手続外での行使が可能とされているが、民事再生手続の場合と同様、相殺権の行使期間や相殺可能な受働債権の内容等に制限が設けられている（同 48～49 条）。

会社更生手続においても、以上のような担保実行の制約に加えて、管財人による担保権消滅の許可の申立てが認められている（会社更生法 104 条 1 項）。それに基づく許可決定に不服な担保権者は、再生手続の場合と同様に、価額決定請求を行うことができる（同 105～107 条）。この場合の価額評価は処分価額を基準として行われ（会社更生規則 27 条、民事再生規則 79 条）価額決定が確定したときは、管財人が納付すべきは当該決定により定められた価額に相当する金銭となる（会社更生法 108 条 1 項 2 号）⁸²。

ロ．担保資産の使用収益・処分権

担保権者は、担保の設定後、それを実行するまでの間、担保資産を占有⁸³し、その使用収益が認められる場合がある。

例えば、不動産質の場合、担保権者は、担保資産（担保不動産）を使用・収

⁸¹ すなわち、更生手続の開始時に更生会社の財産につき存する担保の被担保債権であって、更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの（または会社更生法 2 条 8 項各号に列記される請求権）で共益債権でないもののうち、担保財産を更生手続開始時に時価評価された担保資産によって担保されている債権は、更生担保権となる。更生担保権については、更生手続開始後は、原則として、更生計画の定めるところによらなければ、弁済等による満足を受けることはできない（会社更生法 47 条 1 項）。なお、担保資産の評価額は、更生手続開始時の目的財産の時価を基準とする（同 2 条 10 項）。更生担保権の評価の基準時は更生手続開始時であり、更生手続開始後の担保権または目的財産の帰趨は更生担保権の範囲の決定を左右しない。担保目的財産の価額にのみ争いがある場合には、価額決定の手続が用意されている（同 153～155 条）。この点は、旧法（旧会社更生法 124 条の 2）が「会社の事業が継続するものとして評定した」価額としていたのを改めたものである。なお、目的財産につき複数の担保権がある場合、ある更生担保権の確定内容等は他の更生担保権の確定手続において拘束力をもたない。

⁸² ちなみに、更生手続においては、再生手続と異なり、担保権者は更生計画の定めによらずに手続外で権利を行使することができないため、担保権の消滅の制度において、納付された金銭が直ちに担保権者に配当・交付されるわけではない。担保権者は、更生計画認可の決定があった場合には、更生計画の定めにより権利変更を経て更生計画の定めにより弁済を受けることになる。

⁸³ 本稿では、以下、「占有」あるいは「占有権」という場合、特に断りのない限り、現実の占有を指すこととする。

益し、それによって生じる果実を収取可能とされている⁸⁴（民法 356 条）。その結果、担保権者は、例えば当該担保資産を賃貸することで賃貸料を取得することができる⁸⁵。他方、動産質の場合には、設定者の承諾がない限り、担保権者は担保資産の使用収益は認められていない。

これに対して、担保設定者が担保資産の占有を有する担保の場合（抵当権、譲渡担保、ファイナンス・リースおよび所有権留保）には、設定者に担保資産の使用収益権があるのが通常である⁸⁶。したがって、担保資産に果実（例えば賃料収入）が生じるであっても、担保が実行されるまで担保権者は当該果実を収取することは認められない。もっとも、担保実行前から、果実収取権を担保権者に認めることを設定当事者で合意することは可能である。

次に、担保権者は、担保の設定により、担保資産の所有権（担保資産が株式の場合は株主としての権利、金銭債権の場合は債権者としての権利〈以下、纏めて「所有権等」という。〉）を取得する場合には、それに基づき当該資産を処分できるはずである。しかしながら、担保権者に担保資産の所有権等が移転すると考えられる場合であっても、特約のない限り、担保を実行するまでの間、当該担保資産を処分できないのと考えられている。例えば、譲渡担保については、大別して、譲渡担保設定契約の内容に則し、担保資産の権利（所有権等）は譲渡担保権者に移転すると捉える見解（所有権的構成）と、当該契約の目的（債権担保）を重視し、譲渡担保権者に完全な権利の帰属を認めずに、設定者にも担保資産についての何らかの物権が帰属していると捉える見解（担保的構成）がある⁸⁷。かつては が一般的であったものの、現在の通説は とされている⁸⁸。 の場合、所有権等は担保権者に移転することから、担保権者は当該担

⁸⁴ こうした権利を「果実収取権」という。

⁸⁵ それゆえに、前述のとおり、不動産質においては、特約がない限り、被担保債権の利息の請求が認められないとされている。

⁸⁶ 譲渡担保や所有権留保において、設定者と担保権者のいずれが担保資産を使用収益可能かについては、設定契約で定められる。もっとも、設定者に担保資産の使用収益をさせるところにこれらの担保のメリットがあることから、特約のない限り、設定者にあると推定される。

⁸⁷ さらに には、(a)目的物の所有権が譲渡担保権者に移転することを一応認めたとうえで、ただそれは債権担保の目的に応じた部分に限られ、残りは設定者に留保される、したがって設定者も目的物に関する物権（設定者留保権）を有するとする見解（例えば道垣内 [2005] 297 頁）や、(b)譲渡担保権者のもとに純粹の担保権とは異なる一種の制限物権が帰属するとする見解（例えば高木 [2005] 334 頁）等があるが、判例実務との乖離を小さくできるという点で(a)のほうが優れているとの見方がある（例えば内田 [2005] 523 頁）。このように、譲渡担保の法律構成をめぐっては議論があるものの、本稿では、これ以上は深く立ち入らないこととする。

⁸⁸ 例えば道垣内 [2005] 297 頁。

保資産を自由に処分（譲渡）しうるはずであるが、そうした担保権者の権利は設定者との設定契約により制約されると解されている。他方、⁸⁹ の場合には、担保資産の所有権等は担保設定者に留保されるため、担保権者は担保資産を自由に処分（譲渡）することは認められないと解されている⁸⁹。つまり、いずれにしても、特約がない限り、自由に処分することは認められないと解されている。この点は、所有権留保やファイナンス・リースについても同様に解されている⁹⁰。

もっとも、担保設定当事者の特約により、担保資産の自由処分権を担保権者に与えることも可能である⁹¹。確かに、担保権者に担保資産の自由処分権を与えることは、担保という目的を超えるのではないかとの疑問が生じる。しかし、こうした特約の設定は、個別性が強く、使用・収益活動を通じたキャッシュ・フローの獲得を主目的として投資されている事業用資産を担保資産とする場合には想定し難いとしても、個別性が弱く（代替可能であり）、同種同等のものを容易に調達可能であるような金融資産や動産でも種類物を担保資産とする場合には、十分に考えられるであろう⁹²。ただし、この場合でも、担保である以上、通常、被担保債権が弁済された際には、担保権者は当初の担保資産と同種同等同量のことを調達して担保設定者に返還することが要求される。

⁸⁹ この点、例えば株式について登録譲渡担保が設定された場合は、株主名簿上、担保権者が株主として記載されることから、発行会社に対して株主の権利（利益配当請求権や残余財産請求権等）を行使できるのは譲渡担保権者となる。もっとも、議決権の行使については、当事者間で担保権設定者に代理行使される等、担保権設定者の意思に従う義務を負うと解されている（前田〔2006〕201頁）。また、振替株式の場合も、振替口座簿には譲渡担保権者が加入者（株主）として記載されるため、振替機関からの総株主通知においては譲渡担保権者が株主として通知されるのが原則となる。その結果、譲渡担保権者が株主として議決権等を行うことになる。もっとも、譲渡担保設定者に議決権等を行わせたい場合には、当該加入者（ここでは譲渡担保権者）の申請により、振替口座簿に株主として記載された者以外の者（ここでは譲渡担保設定者）を株主として通知することが認められている。この場合には、株主は譲渡担保権者であるものの、その議決権行使等は、引続き譲渡担保設定者が行うことが可能となる。

⁹⁰ すなわち、所有権留保は、売買物件の所有権移転時期を買主の代金完済まで遅らせるという特約であるから、これを文字どおりに理解すると、売買物件の所有者は売主（担保権者）のままであり、買主（設定者）は代金完済という停止条件が成就したときにはじめて、所有権を取得できることになる。しかしながら、その実質が担保にあることを踏まえ、多くの学説では、上述の譲渡担保とパラレルに捉え、売主（担保権者）に目的物の所有権が帰属するものの、それは担保目的に制限され、かつ、買主（担保設定者）に物権的な権利が帰属する（担保的構成）と解している。なお、ファイナンス・リースについても所有権留保と同様に解されている（以上につき、例えば道垣内〔2005〕355～356頁参照）。

⁹¹ こうした特約の合意は、そもそも担保資産の所有権等が担保権者に移転しないと考えられる担保についても、理論上は可能である。

⁹² なお、種類物を用いた担保については、例えば山田〔2002〕を参照。

なお、物的担保の担保権者は、第三者が目的物を損傷する、または侵害するおそれがあるために、担保権者の権利が侵害され、または侵害されるおそれがあるとき、例えば抵当権については、物権的請求権により、侵害を排除することが認められている。また、抵当権者は、債務者（抵当不動産所有者）による抵当不動産の使用が通常範囲を超える場合にも、物権的請求権を行使しうる。さらに、債務者が担保資産を滅失、損傷または減少させたときは、被担保債権の期限の利益が喪失し、被担保債権の支払いを請求できるとともに、残存する担保目的物に対して抵当権を実行することも可能となる（民法 137 条 2 号）⁹³。不動産質の場合も、登記が対抗要件となっているため、質権に基づく返還請求が可能とされている（同 353 条の反対解釈）。他方、動産質の担保権者には、こうした形での物権的請求権は認められていないが、担保資産（質物）の占有を奪われた場合には、占有回収の訴えによって占有を回復しうる（同 353 条）。また、質物が毀損・滅失等されたときは、不法行為として、侵害者に対して損害賠償を請求しうるとされている（同 709 条）。さらに、債権質については、上述のように、担保設定者は、担保資産である金銭債権の放棄、免除、他の債務との相殺を質権者に対抗できないと解されている。

（２）担保設定者

担保設定者において生じる担保設定の法的効果は、担保権者についてみた点のほぼ裏返しである。（１）とやや重複する部分もあるが、それらのポイントを簡単にみていく。

イ．担保資産喪失の可能性

担保設定者は、被担保債権を弁済しない場合、あるいは自己に倒産手続が開始された場合には、担保権者による担保の実行により、担保資産の所有権等を失うことになる。もっとも、担保が実行されるまでであれば、担保設定者は被担保債権を弁済することにより担保資産の取り戻しが可能である。また、いずれの倒産手続においても、一定の要件のもとで、破産管財人、再生債務者等または管財人は、裁判所に対して担保権消滅の許可を申し立てることができる（破産法 187 条 1 項、188 条 1 項、民事再生法 148 条 1 項、会社更生法 104 条 1 項）

⁹³ ただし、この場合、実際の契約では、抵当権者は増担保請求ができるとされていることが多く、これが果たされた場合には期限の利益喪失は生じない。

ほか、前 2 者については裁判所の許可を得て、別除権の目的財産を受け戻すこと、すなわち被担保債権を全部弁済して担保権を消滅させ、担保権の負担のない財産を回復することが認められている（破産法 78 条 2 項 14 号、民事再生法 41 条 1 項 9 号）。さらに、民事再生手続では担保権実行手続の中止命令制度が設けられている（民事再生法 31 条）ほか、会社更生手続では、担保権者による手続外での自由な担保の実行は認められず、すでに開始されている担保の実行手続も中止される（会社更生法 2 条 10 項、50 条 1 項）。なお、相殺については、いずれの倒産手続においても、手続外で行使される可能性があるが、民事再生手続および会社更生手続では、相殺権の行使期間や相殺可能な受働債権の内容等に制限が設けられているのは前述のとおりである（民事再生法 92～93 条、会社更生法 48～49 条）。

加えて、根抵当権については、元本の確定が生じても根抵当権がすぐに実行され、消滅するとは限らない。そこで、担保設定者（第三取得者も含むと解されている）には、極度額減額請求権と根抵当権消滅請求権が認められている。極度額減額請求権は、被担保債権の合計額が極度額（根抵当権者が優先弁済を受ける限度額）を下回っているときに、設定者が、現に存在する債務の額とその後 2 年間に生ずべき利息・遅延損害金を加えた額にまで、極度額を減額することを請求できるというものである（民法 398 条の 21 第 1 項）。設定者の一方的請求によって、減額の効果が生じる。他方、根抵当権消滅請求権とは、確定根抵当権の被担保債権の合計額が極度額を上回っているときに、物上保証人、抵当不動産の第三取得者および後順位の用役権者が極度額に相当する金額を根抵当権者に払い渡し、または供託して、当該根抵当権の消滅を請求するというものである（同 398 条の 22 第 1 項）。これについても、請求権者の一方的請求によって、根抵当権消滅の効果が生じるとされている。

ロ．担保資産の使用収益・処分権

担保設定者は、担保の設定後であっても、担保が実行されるまでの間、担保資産の占有を継続し、その使用収益が認められる場合がある。

例えば、抵当権、譲渡担保、ファイナンス・リースおよび所有権留保の場合、担保権者に担保資産の占有および使用収益権が帰属するのが通常である⁹⁴。このような場合、担保資産に果実（例えば賃料収入）が生じるであっても、担保が

⁹⁴ 脚注 86 参照。

実行されるまで、当該果実は担保権者ではなく設定者が収取できる。例えば、企業が自社の倉庫にある商品等を一括して譲渡担保の目的物とする集合動産譲渡担保については、担保の効力の及ぶ集合動産の範囲の特定が必要と解されているものの⁹⁵、担保の設定後も担保設定者は通常の営業の範囲内で目的資産を処分することができる。その後、担保権者から設定者に対する担保の実行通知がなされるか、債務者（設定者）において倒産手続が開始された場合には、集合物は浮動を停止し、設定者は当該集合物（目的資産）の処分権を失うと一般に解されている⁹⁶。なお、担保設定者は、前述のとおり、担保権者の優先弁済権を侵害する形で担保資産を使用収益することはできない。

これらに対して、質権（ただし、譲渡のために証書の交付が必要とされない債権に対するものを除く。）の場合、担保権者への担保資産の引渡しが効力発生要件とされていることから、担保資産の占有権は担保権者に移転するのが原則となる。

次に、抵当権や質権においては、担保設定後においても設定者に所有権等が帰属するため、その担保資産を自由に処分（譲渡）することが可能である。もっとも、担保権者は担保権について対抗要件を備えていれば、それ以降に担保資産について所有権等を取得した者（第三取得者）に対して担保権を対抗することができる（民法 177 条）ことから、その場合には、設定者は担保付の資産を処分できるにすぎないことになる⁹⁷。

⁹⁵ この点、判例上は、集合物の種類・所在場所および量的範囲等によって、集合物の範囲を特定することとされている。

⁹⁶ 例えば、道垣内 [2006] 336 頁参照。こうして担保資産の内容が特定（これは「固定化」とも呼ばれている）されると、譲渡担保権者は、複数有することとなった個別動産譲渡担保のすべてを一括して実行し、その全体の価額と被担保債権額との差額を清算金として設定者に支払うこととなる。

⁹⁷ すなわち、担保資産が譲渡された場合であっても、第三取得者は抵当権あるいは質権の付いた所有権等を取得しうるにすぎない。よって、第三債務者が自らの所有権等を確保するためには、抵当権等を消滅させる必要がある。その方法の 1 つとして、第三者弁済（利害関係を有する第三者として被担保債権を弁済すること：民法 474 条）をしたうえで、それにより発生する売主に対する求償権（同 567 条 2 項）と売買代金債務とを相殺することにより、（残高があればそれを支払って）抵当権の負担のない不動産を取得する方法がある。これに加え、抵当権の場合は、代価弁済および抵当権消滅請求という固有の制度がある。代価弁済とは、抵当不動産の売買に際して、不動産の代価（売買価格）を、売主に対してではなく、抵当権者に支払うことによって、抵当権を消滅させる制度である（同 378 条）。他方、抵当権消滅請求とは、第三取得者が、売買代金額に限らず、一定額を支払うことによって抵当不動産上のすべての担保権を消滅させうる制度であり、抵当不動産の売買時に限らず、それ以降でも、抵当権実行としての競売による差押えの効力が発生する前であれば可能とされている（同 379 条以下）。これらのほか、第三取得者には、抵当不動産に投下した費用につき、特別の費用償還請求権が認められている（同 391 条）。以上を含め、第三取得者の保護に関する詳細については、例えば道垣内 [2005] 162 頁以下を参照。

(3) 小括

以上のような法的効果を踏まえると、担保権者あるいは担保設定者にもたらされる将来キャッシュ・フローの流入は、担保の設定により、例えば次のような将来の不確実事象の発生によって影響を受けると考えられる。

第1に、担保権者は、担保の設定により、当該担保資産から優先的に弁済を受けうる権利（優先弁済権）を取得する。この権利は、担保設定当初から行使することはできず、被担保債権の債務者（担保設定者）が債務を履行しない場合にはじめて行使可能となる。ここで、担保設定者が債務を履行しない場合とは、通常、当該設定者に倒産手続が開始されるか、実質的に破綻している場合であることを考えると、担保権者による優先弁済権の行使可能性（担保設定者からみれば担保資産の喪失可能性）は、担保設定者の破綻という将来の不確実事象の発生に依存するといえる。

第2に、担保権者は、担保資産の所有権等を取得しない場合でも、それを占有し、使用収益することが認められる場合がある（例えば、不動産質）。こうした担保資産の使用収益権は、担保の実行を待たずに、担保設定契約当初あるいはそうした特約を設定したときから発生し、平時においても行使することが可能である。こうした権利に基づいて担保権者が担保資産を使用収益する方法としては、大きく2つのケースが考えられる。1つは、担保設定以前から担保設定者の行っていた使用収益事業をそのまま、あるいは部分的に引き継ぐというケースである。もう1つは、担保設定契約時において担保設定者が未だ着手していない方法によって、担保権者が新たに使用収益を開始するというケースである。そして、いずれの場合でも、担保設定契約時から担保権者が担保資産の使用収益を開始せず、使用収益権を行使するかどうかは担保権者の裁量に委ねられている場合には、担保権者が使用収益権を行使することで当該担保資産から経済的便益を取得しうるかどうか（担保設定者からみれば担保資産からの経済的便益の流入の有無あるいは程度）は、担保権者による使用収益権の行使という将来の不確実事象の発生に依存しているとの見方が可能である。

第3に、担保権者は、担保資産の所有権等を有するかどうかにかかわらず、当該資産を自由に処分できないのが原則と考えられているものの、特約により、担保権者に担保資産の自由処分権を与えることは可能とされている。こうした担保権者の自由処分権は、使用収益権と同様、担保の実行を待たずに特約により発生し、平時においても担保権者の裁量により行使することが可能である。したがって、この場合において、担保権者が当該担保資産の処分により経済的

便益を取得しうるかどうか（担保設定者からみれば当該担保資産の所有権等を失うかどうか）は、担保権者による自由処分権の行使という将来の不確実事象の発生に依存しているということになる。

5．担保の会計処理をめぐる論点整理

本節では、以上みてきた企業会計における考え方の潮流と担保設定の法的効果を踏まえ、主に将来の不確実事象を会計情報に反映させるかどうかという観点から担保の会計処理を再考する場合には、どのような論点がありうるかについて、担保権者と担保設定者に分けて、それぞれ整理・検討する。

（1）担保権者における会計処理

イ．優先弁済権（担保資産からの債権の回収可能性）

担保権者は、前節でみたとおり、当該担保資産から優先的に弁済を受けうる権利（優先弁済権）を取得するものの、この権利が行使されるかどうかは担保設定者の破綻という将来の不確実事象の発生可能性に依存する。そこで、こうした権利の行使可能性、換言すれば、担保資産からの債権の回収可能性を担保権者の財務諸表上、反映させるかどうか論点となりえよう。

この点、担保権者の優先弁済権は、債務者が契約どおりに債務を履行している間は行使できないこと、債務者の債務不履行あるいは破綻時に行使できるとしても、その範囲はもともとあった被担保債権の範囲に限られている（それを上回るキャッシュ・フローを得られるわけではない）こと等を重視すれば、優先弁済権自体は担保権者において新たな将来キャッシュ・フローを生み出すものではなく、よって会計上、反映させる必要はない（被担保債権である金銭債権が認識されていれば十分である）との結論につながりうる。

他方で、こうした優先弁済権は万能ではなく、行使したとしても被担保債権の全額が回収可能とは限らない。この点に着目すれば、こうした担保による被担保債権の回収可能性の程度を会計情報に反映させることが必要な場合もあるとも考えられよう⁹⁸。そして、担保が実行されるのは担保設定者から被担保債権

⁹⁸ もっとも、担保資産からの債権の回収可能性（換言すれば担保の処分見込額）をどのようにして測定するのは難しい問題であろう。この点、例えば棚卸資産会計基準では、棚卸資産が販売によってのみ資金の回収を図るという投資の性質を踏まえ、正味売却価額が帳簿価額を下回っ

の弁済がなされない場合であることを考えると、担保資産からの債権の回収可能性を会計情報に反映させる場合には、同時に、被担保債権の評価額自体にその回収可能性を反映させるかどうか論点となる。

こうした点を踏まえて担保資産からの債権の回収可能性を被担保債権の評価額に反映させるための会計処理方法について検討すると、例えば次のような選択肢が考えられよう。

第 1 に、金銭債権（被担保債権）については取得原価で計上しつつ、担保の処分見込額を反映させた形で貸倒見積額を測定し、それを引当金として計上することで、正味の債権額（回収可能な債権額）を表示するという方法（以下「間接控除法」という。）である。この方法においては、債権の帳簿価額は取得原価あるいはその時点の償却原価のまま維持される。

第 2 に、同じく金銭債権については取得原価による計上を原則としつつ、担保の処分見込額を考慮した債権の回収可能額まで債権の帳簿価額を切り下げるという方法である。この方法には、さらに減損会計を適用するか、低価法を適用するかという 2 つのバリエーションが考えられる。減損会計と低価法は、3 節でみたように、資産の収益性の低下を帳簿価額に反映させるという考え方に基づいている点で共通している。その一方で、現行の日本基準を前提とするならば、減損会計では、収益性の低下が相当程度確実な場合に限って帳簿価額の切下げを行うのが妥当であり、したがって、その後に収益性が回復した場合でも損失の戻入れを行わないと考えられているのに対して、低価法では、そうした損失発生の可能性（確実性）の高さは要件とされず、したがって、その後に収益性が回復した場合でも損失の戻入れが認められる場合もある（洗替え法を

ているときに収益性の低下が認められると考えられている。担保についても、その換価によって回収を図るのが典型例といえることを考えると、担保資産の正味売却価額によって担保資産からの債権の回収可能性を評価するとの見方もあり得よう。ただし、上述のように、担保の実行は換価による方法に限らず、例えば抵当権のような収益執行による方法が認められる場合もあり、そうした場合には何をもって回収可能性を評価するのかが難しい問題である。また、1 節で触れたアセット・ベースト・レンディングやプロジェクト・ファイナンスのように、担保資産の換価価値ではなく企業の収益性に着目して設定される担保についても、担保資産の正味売却価額で債権の回収可能性を評価してもよいのかという疑問もある。こうした点を重視すれば、仮に担保資産からの債権の回収可能性を債権の評価額に反映させることが投資家等の意思決定にとって有用な情報と考えられる場合であったとしても、平時からそうした回収可能性を信頼性をもって測定することが困難である場合には、そのような会計処理を求めるのは問題があるとの見方も可能であろう。なお、担保資産からの債権の回収可能性の程度を示すのが妥当であるとの議論を突き詰めるとすれば、信頼性をもって担保資産からの債権の回収可能性を測定することが困難である場合であっても、担保設定当初から、当該債権にどのような担保が設定されているのかを、例えばその時点の時価とともに、注記で開示することを求めることは検討の余地があるかもしれない。

採用した場合) 点で相違がある⁹⁹。

第 3 に、金銭債権についても時価評価を適用するという方法である。この場合には、担保資産からの債権の回収可能性の程度も当該債権の評価額(時価)に盛り込まれると考えられる。

第 4 に、金銭債権を(無担保)債権、担保権(優先弁済権)、被担保債権の弁済に伴い担保資産を返還する義務¹⁰⁰(以下、これを「返還義務」という。)の 3 つに分解して表示し、それぞれの評価額に債権の回収可能性あるいは担保の行使可能性を反映させるという方法である。すなわち、の債権は、担保付の場合であっても、担保資産からの回収可能性部分は切り離されて、無担保債権の場合の時価によって評価される。それにより、債務者(担保設定者)からの債権の回収可能額が評価額に反映されることになる。したがって、例えば担保設定者の破綻の可能性が高まると、の帳簿価額は減少する。の担保権は、担保資産の処分見込額をもって計上される。その結果、担保資産による債権の回収可能額が表示されることになる。担保資産からの債権の回収は担保設定者が破綻していることを前提としているため、を算定するうえで、担保設定者の債務不履行(デフォルト)の確率を勘案する必要はない(あるいは勘案するとしても 1 を乗ずることになる)。そしての返還義務は、の見合いとして計上されるものであり、資産のマイナス項目として表示する方法¹⁰¹と、負債として表示する方法とがありうる。その評価額には担保設定者のデフォルト確率が勘案される。すなわち、担保設定者が契約どおりに債務を履行しており、破綻

⁹⁹ もっとも、こうした減損会計と低価法の区別は、現行の日本基準を前提としたものであり、例えば、米国基準における減損会計の考え方は、前述のように、日本基準とほぼ同じである一方で、国際会計基準における減損会計の考え方は日本基準における低価法とほぼ同じといえる。したがって、担保資産からの債権の回収可能性を反映させる形で債権の帳簿価額を切り下げる場合の方法として、減損会計を適用するか低価法を適用するかは議論は、換言すれば、米国型の減損会計を適用するか、国際会計基準型の減損会計を適用するかは議論として捉えることができよう。

¹⁰⁰ ここでいう担保資産の返還とは、物理的に担保資産を引き渡す等に限らず、例えば譲渡担保の場合のように、完全な所有権等を回復させることを含む意味で用いている。

¹⁰¹ こうした方法は、金融資産の譲渡の会計処理として、英国の会計基準で例外的に認められている「結合表示(linked presentation)」に類似するものと考えられる。結合表示は、譲渡資産の認識中止が行われない場合において、一定の条件が満たされる場合には、貸借対照表の資産の部において譲渡資産の総額の認識を継続するとともに、受取対価のうち将来払戻しを要求される可能性のない金額を譲渡資産の控除(マイナス)項目として表示し、譲渡資産の総額からこの控除金額を控除した後の「純額」も表示するというものである(吉田[2005]18頁)。そして、こうした純額については、譲渡人が当該資産への関与を継続することに伴って譲渡人に留保されるリスクとして、「当該資産の価値が失われた場合に蒙る損失の最大額」を示す意味を有するとの指摘がなされている(弥永[1997]61頁)。なお、結合表示については、これらのほか、例えば宮田[2004]を参照。

の懸念もない場合には、と同額がとして計上されるが、担保設定者の破綻の可能性が高まるにつれ、担保の実行可能性も高まることから、の義務は当該デフォルト確率を反映する形で減少する。このような状況下では、の債権の評価額も減少しているわけだが、の減少額をもっての減少額をカバーできるという場合には、担保権者は、担保の実行によって被担保債権の回収が可能な状態であることを意味しているため、その時点では未だ債権全体の回収可能額の減少による損失は生じていない。これに対して、の減少額をもってはの減少額をカバーできない場合は、担保の実行によっても被担保債権の全額を回収できない状態であることを意味しており、よって、担保権者は、の減少額がの減少額を超える部分を損失として認識することになる。

この点、2節でみた金銭債権の評価に関する現行の日本基準では、これらの方法のうち、基本的には間接控除法が採られている。もっとも、現行基準上、担保の処分可能性を債権の帳簿価額に反映させるという会計処理が求められているのは、当該債権の回収に懸念が生じている場合（貸倒懸念債権または破産更生債権等）に限られている。これは、いわば、従来 of 偶発負債の会計処理にみられたように、ある不確実事象の発生可能性（ここでは担保設定者の破綻による担保実行の可能性）が一定の閾値を超えた場合にのみ、その可能性を会計情報に反映させるという考え方に基づくものとも考えられる¹⁰²。そのうえで、債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合には、貸倒損失額を債権から直接減額するという、日本基準における減損会計の発想を採り入れたものとして理解することができよう。このように考えると、すでに現行の会計基準は、金銭債権の評価額に担保設定者（債務者）の破綻およびそれによる担保の実行（優先弁済権の行使）という将来の不確実事象の発生可能性を反映させている（資産の測定要素に不確実事象の発生可能性を反映させている）との見方が可能であろう。

その一方で、こうした将来の不確実事象を債権の評価額に反映させる方法としてはいくつかの選択肢があるなかで、現行基準が「間接控除法＋減損会計」という方法を選択した理由およびその妥当性については、さらに議論の余地があるかもしれない。例えば、現行基準が金銭債権については時価評価を適用していない理由として、市場がない場合が多いために客観的な時価の測定が困難

¹⁰² もっとも、このことは、一定の閾値を超えた場合にだけ担保資産からの債権の回収可能性を評価すればよいということの意味するのではない。債権の回収可能性と担保による回収可能性とは切り離して捉えうることを考えると、担保による回収可能性を債権の評価額に反映させるかどうかにかかわらず、担保の価値については常に把握しておくことが担保権者にとっては重要であろう。

であることが挙げられている（金融商品会計基準 68 項）が、市場が発達し、客観的な時価の測定が可能となった場合には、債権についても時価評価という方法によって将来の不確実事象の発生可能性を評価額に反映させたほうがよいのかどうかという論点である。さらに、仮に間接控除法における貸倒引当金の計上規準と低価法における収益性低下の判断規準が同じであれば¹⁰³、間接控除法と低価法のいずれを適用した場合でも正味の債権額は同額になるという点で、両者の結果は変わらないともいえる。それにもかかわらず、現行基準が低価法ではなく間接控除法を採用しているのはなぜかという論点もあろう。その背景には、債権については回収可能性が低下した場合でも、取得原価（すなわち債権の額面額あるいは元本）を表示することが投資家等の意思決定にとって有用であるとの判断があるためなのかどうか等は検討の余地があろう¹⁰⁴。

ロ．担保資産の使用収益権

4 節でみたように、担保権者は、担保資産の所有権等を取得しない場合でも、それを占有し、使用することで収益を得ることが認められる場合がある。こうした担保権者の使用収益権は、いずれも担保の実行を待たずに設定契約時に発生し、平時においてもそれを行使することでキャッシュ・フローが担保権者にもたらされる可能性があるとするれば、それを担保権者の財務諸表に反映させる必要があるかどうか論点となりえよう。

この点、4 節（3）でみた 1 つめのケース、すなわち、担保設定以前から担保設定者の行っていた使用収益事業をそのまま、あるいは部分的に引き継ぐという場合には、設定者の貸借対照表上、担保資産とは別に認識されている債権について認識を中止し、当該債権を担保権者において認識するかどうかを検討す

¹⁰³ 両者は、少なくとも減損会計における収益性低下（減損損失）の判定規準よりは緩やかであるという点で共通すると考えられる。

¹⁰⁴ この点、例えば米国の FASB では、貸付金の減損に関する会計基準（SFAS 114 号）を設定するに当たり、貸付金の減損を評価性引当金を通じて記録する方法と、当該減額した貸付金の新しい基準原価額を設定することになる直接的評価減を通じて記録する方法のいずれが妥当かについて議論がなされたとされている。そして、その結果、減損した貸付金の評価には主観が入ることが避けられないこと、さらに当該減損した貸付金のキャッシュ・フローの時期と金額の見積り、客観的市場価格もしくは担保資産の公正価値が変化あるいは変動する場合があることを踏まえ、減損は、その後に変更することの可能な評価性引当金を通じて記録し、当該減損した貸付金の測定額の変動を反映させるべきとの結論に至ったと説明されている（SFAS 114, par. 61）。もっとも、こうした議論はいずれも米国の会計基準を前提としたものであって、例えば国際会計基準における減損会計や日本基準における低価法のように、帳簿価額を直接減額する場合でも、その後の収益性の回復により損失の戻入れが可能な場合には、別の議論も成り立ち得よう。

る（すなわち、通常の債権譲渡と同様に考えればよい）ということになる。

これに対して、2つめのケース、すなわち、担保設定契約時において担保設定者が未だ着手していない方法によって担保権者が新たに使用収益を開始するという場合に、そうした将来の担保権者による使用収益権の行使可能性という将来の不確実事象を担保権者の財務諸表上、反映させるかどうかは論点となる。

この点、担保権者にこうした使用収益権が認められる場合は、通常、それに関する何らかの対価（金利の引き下げ等）が担保設定者に付与されていると考えられる。したがって、そうした測定可能な対価がある場合には、それをもって使用収益権とし、担保権者において資産認識することも考えられよう¹⁰⁵。

八．担保資産の自由処分権

4節でみたように、担保権者の自由処分権は、使用収益権と同様、担保の実行を待たずに設定契約時に発生し、平時においてもそれを行行使することでキャッシュ・フローが担保権者にもたらされる可能性があるとするれば、そうした自由処分権の行使可能性を担保権者の財務諸表に反映させる必要があるかどうか論点となりえよう。

担保資産の自由処分権の行使可能性を担保権者の財務諸表上、反映させる方法としても、当該資産の全部または一部を担保権者の貸借対照表上で認識するという方法と、債権の評価額に反映させる方法の2つがあると考えられる。この点、担保権者に自由処分権がある場合、通常、その権利は被担保債権の評価額に反映されていると考えられるとするれば、現状においてもの処理がなされている可能性がある。そこで、ここでは、の処理について検討する。

担保権者に自由処分権がある場合において、上記のような会計処理が認められる、あるいは要求されるかどうかは、担保権者に自由処分権が移転したこ

¹⁰⁵ 例えば、貸出金利の引き下げという対価の見返りに担保資産の使用収益権を取得した場合には、市場金利と優遇金利との差額を使用収益権として担保権者において資産認識するということが考えられよう。こうした会計処理は、例えば、金融資産の譲渡取引において、債権回収等のサービス業務は譲渡人に留保する場合、当該サービス業務から得られる将来キャッシュ・フローの可能性を示すという目的から、それをサービス資産として譲渡人の貸借対照表上、資産認識するのと類似するものといえる。これに対して、仮に、担保権者の使用収益権の取得に対価性がない場合に使用収益権を資産認識することは、企業が未だ開始していない事業から生じるであろう収益を事前に計上することと同じであり、いわば自己創設のれんの計上につながりうると考えられることから、認められないということになる。

とが設定者において当該資産の認識中止規準を満たすと判断されるかどうかにより依存すると考えられる¹⁰⁶。この点、例えば現行の金融商品会計基準では、契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したときまたは権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の認識を中止することとされている。したがって、担保資産の自由処分権について、かかる認識中止規準を満たし、担保権者に自由処分権を与えた時点で当該権利に対する実質的な支配が担保権者に移転していると認められる場合には、その部分のみを当該担保資産から切り離して、担保設定者において部分的に認識を中止するとともに、担保権者において部分的に資産認識するという考えられよう。

ここで、「金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したとき」とは、次の要件のすべてが満たされた場合をいうとされている（金融商品会計基準 9 項）。

譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全されていること

譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受できること

譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買い戻す権利および義務を実質的に有していないこと

譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全されているかどうか（上記 ）の判定に当たっては、次の点が考慮される（金融商品実務指針 31 項）。

(a) 契約または状況により譲渡人は譲渡を取り消しうるか

(b) 譲渡人が破産、会社更生法、民事再生法等の下に置かれた場合、管財人が当該譲渡金融資産に対し返還請求権を行使できるか

そして、(b)については、現行法制上、第三者対抗要件を充たす場合には、譲渡金融資産は「法的に保全」されているものとして取り扱うこととされている（同項）。

また、金融資産の譲渡に制限がある場合でも、それが次のような制限である

¹⁰⁶ もっとも、こうした見方は、担保資産に関する担保権者と担保設定者との会計処理が対称的に行われることが前提となっている。仮に、両者の会計処理の対称性が要求されないのであれば、設定者と担保権者のいずれにおいても担保資産を認識するという方法も検討されよう。

場合には、譲渡人から譲受人への支配の移転が認められる（同 32 項）。

- (i) 譲受人に最も有利な第三者からの購入の申込みと同一条件による譲渡人の優先的買戻権の存在
- (ii) 譲受人が売却または担保差入れをする場合における譲渡人の承認（回収が不経済となったり、債務者を困難な状況に置くことがないか検討するための承認であって、譲渡人の利益のため不合理に留保する場合を除く）
- (iii) 譲受人が譲り受けた資産を多数の第三者に売却することができる場合における譲渡人の競争相手への売却禁止

また、(iv) 譲渡人に買戻権がある場合でも、譲渡金融資産が市場でいつでも取得できる時、または買戻価格が買戻時の時価であるときは、当該金融資産に対する支配は移転したものと考えられている（同 33 項）。

この点、担保権者に担保資産の自由処分権があるとしても、当該契約は担保目的である以上、被担保債権が弁済された場合には、担保資産を担保設定者に返還しなければならないのが原則である。すなわち、担保権者の有する権利は、担保資産の返還を前提とした自由処分権であり、被担保債権が弁済された時点ですでに担保資産を処分している場合には、同種同等の資産を市場から調達して担保設定者に返還する必要がある。その意味で、完全な自由処分権ではないのが原則である。したがって、担保権者に自由処分権に対する実質的な支配が移転していると認められるためには、少なくとも、担保設定者が満期前に被担保債権を弁済することにより担保資産の返還を請求できないこと（上記の要件）、担保資産が市場でいつでも取得できること、あるいは買戻価格が買戻時の時価であること（上記の要件）という要件を満たす必要があると考えられる。

ところで、こうした部分的な認識・認識中止を行うという会計処理は、財務構成要素アプローチが適用される金融資産が担保資産である場合には可能であっても、リスク・経済価値アプローチの適用が妥当と考えられている実物資産（動産および不動産）については適用できないとの見方もありうる。この場合、担保権者において担保資産の認識をすべきかどうかは、当該資産のリスク・経済価値をどのように捉えるか（どのような場合にリスク・経済価値が帰属していると捉えるか）に依存すると考えられる。この点、例えば、担保資産が事業投資目的（当該資産の使用収益活動によってもたらされるキャッシュ・フローによって投下資本の回収を図る目的）で保有されている場合（それゆえに当該資産の価額は使用価値によって評価されるのが妥当と考えられている場合）には、使用収益権の帰属主体に当該資産に対するリスク・経済価値が帰属してい

るとも考えられる。他方、担保資産が売却目的で設定者に保有されている場合（それゆえに当該資産の評価は売却価額によって評価されるのが適当と考えられている場合）には、処分権の帰属主体に当該資産に対するリスク・経済価値が帰属しているとの見方につながりやすいともいえよう¹⁰⁷。

なお、担保資産の自由処分権を担保権者の貸借対照表上で表示する場合、その分だけ担保権者の貸借対照表における資産の合計額が増加することになるため、例えば同額を返還義務のような科目で負債計上するか、債権額から直接あるいは間接的に控除する等の処理を行う必要があるかどうかも論点となろう。ちなみに、このような会計処理は、2節でみたように、現行の金融商品会計基準において、担保権者が自由処分権を有する担保受入金融資産を実際に処分した際に求められる処理と同様である。

（2）担保設定者における会計処理

イ．担保権者による優先弁済権の行使可能性

担保設定者は、被担保債権を弁済しない、あるいは倒産手続が開始された場合、担保権者によって優先弁済権が行使されることにより、担保資産の所有権等を失う可能性がある。こうした将来の不確実事象の発生可能性を、設定者の財務諸表上、反映させる必要があるかどうかは論点となろう。

この点、担保設定者が契約どおりに債務を返済している間（平時）は、担保が実行される可能性はないため、担保権者による優先弁済権の行使可能性を設定者の財務諸表本体において反映させる必要はなく、現行基準どおり、担保に供されている旨とその時価を注記すれば足りるとの見方も可能であろう¹⁰⁸。他

¹⁰⁷ 不動産についてはリスク・経済価値アプローチの適用が妥当と考えられているのは、3節でみたように、不動産の場合、リスクと経済価値が不動産の所有と一体化していること、その価値を判断するにしてもキャッシュ・フローに一律に置き換えられない使用価値や売却価値等の異なった判断基準があり、構成要素に分解して考えようとしても複雑であること等の理由に基づく。しかしながら、これに対して、担保資産が不動産であっても、担保設定契約あるいは当該資産からの収益ないし将来キャッシュ・フローをもたらず権利ごとに分解することが可能と考えられる場合についても、一律にリスク・経済価値アプローチを適用することが妥当かどうかは、別途議論の余地がある。

¹⁰⁸ 前述のとおり、事象の発生可能性（蓋然性）を認識要件に含めるか、測定要素に含めるかについては議論のあるところであるが、平時においては担保が実行される可能性はゼロであるとすると、いずれの立場にたつ場合でも、結果的にみれば、そうした発生可能性が会計情報に考慮されない点で同じになると考えられる。

方で、将来キャッシュ・フローをもたらす事象の発生可能性を測定要素に反映させるべきとの見方を強調すれば、設定者の破綻による担保の実行という将来の不確実事象の発生可能性を担保資産の評価額に反映すべきとの議論になりうる。その結果、担保の実行可能性が高まった場合には、当該資産の帳簿価額が減額するという処理が求められることになる。具体的には、時価評価の適用対象とされる資産については時価の下落、低価法あるいは減損会計の適用対象とされる資産については帳簿価額の切下げという処理がなされることになろう。

この点に関し、担保の実行可能性の高まりは、当該企業の信用リスクの高まりを意味する。したがって、金銭債務についても信用リスクを含めた時価評価を適用するとすれば、このような状況下では、担保設定者の金融債務の評価額も減少することになる¹⁰⁹。こうした金銭債務の時価評価については、3節(3)でみたように、企業は自らの信用状態の悪化(信用リスクの増加)によって負債の減少という利益を享受することになるため妥当でないとの見方が強いが、もし仮に、当該企業の保有する担保資産の評価額に信用リスクを反映させる場合には、資産の減少と負債の減少が相殺されるため、信用リスクの増加によって利益が発生するという問題は緩和されると考えられる。

ところで、担保設定者は、債権者による担保の実行により担保資産を失う可能性があるものの、このことは逆に、仮に金銭債務を履行できない場合であっても、その分のキャッシュ・アウトフローは担保資産でカバーされていると考えられていることを意味するともいえる。そうであるとすれば、金銭債務について自己の保有資産による担保が設定されている場合には、当該金銭債務と担保資産とを同額だけ(担保資産によって担保されている部分について)相殺表示することが認められるかどうかという点も、論点となろう。

この点、2節でみたように、現行の金融商品実務指針においても、「企業会計原則」の定める総額表示の例外の1つとして、一定の要件を満たす場合には相殺表示が認められている。そして、相殺予約については、かかる要件を満たすとして、いわば金銭債務と担保資産との相殺表示が認められる可能性が高いと考えられる。また、現行の年金会計基準では、年金債務から年金資産を控除した差額のみを負債として認識することが求められており、いわば相殺表示が認

¹⁰⁹ もっとも、担保も含めて金銭債務の時価が評価される場合には、当該担保によっても債務を支払うことができないと想定されるときまで金銭債務の評価額は下落しないとも考えられる。ただし、その場合であっても、当該企業(担保設定者)の信用格付けの引下げ等によって金銭債務の評価額が下落することはあろう。

められているとの見方も可能である¹¹⁰。年金資産のなかには不動産も含めうることを考えると、こうした年金債務に関する会計処理は、金銭債務と非金融資産との相殺表示を認めるものと捉えることもできよう。もっとも、こうした処理が認められるのは、年金資産が年金債務の支払いにのみ充てることができる資産であるためである。すなわち、相殺表示が認められるためには、当該資産から生じるキャッシュ・フローの用途が対応する債務の支払いに拘束されているということが要求されると考えられる¹¹¹。こうした要請は、金融商品実務指針における相殺表示の要件のなかにもみることができる。このように捉えると、例えば、特定の担保資産からのキャッシュ・フローが特定の金銭債務の弁済にのみ充てられることが平時および倒産手続上も確実である場合には、担保資産とそれによって担保されている金銭債務との相殺表示が認められるとの見方も可能といえよう¹¹²。

¹¹⁰ 例えば、国際会計基準では、個別の基準や解釈指針によって相殺表示が要求あるいは許容される場合（IAS 第1号「財務諸表の表示」, par. 32）の1つとして、年金を含む従業員給付が位置付けられている。すなわち、従業員給付につき、企業が、1つの制度の剰余金を他の制度のもとでの債務を決済するために使用する法的に強制できる権利を有しており、かつ債務を純額で決済するか、または1つの制度の剰余金を実現すると同時に他の制度のもとでの債務を決済するいずれかの意図を有している場合には、企業は、1つの制度に関連する資産を他の制度に関連する負債と相殺しなければならないと規定されている（IAS 第19号「従業員給付」, par. 116）。もっとも、こうした年金会計の処理を相殺表示の典型例として捉えることができるかどうかは、なお検討が必要であろう。年金会計の場合、年金資産と年金債務が相殺表示されているというよりも、むしろ、年金資産によって引き当てられない年金債務（年金資産を超過する年金債務額）を、将来、企業（事業主）による追加的な資金拠出が要求される債務として捉え、それを引当金として負債計上するというものであり、これをもって、それ以外の場合にも相殺表示を認めることを可能とするかどうかは議論の余地がある。ただし、特定の債務の弁済にのみ充てられることを目的として保有される資産がある場合には、当該資産を控除した債務額のみを負債として認識するという考え方は、担保に関する会計処理を考える際にも参考になるのではないと思われる。ちなみに、相殺表示を原則として禁止する理由として、国際会計基準では、「相殺することで、取引またはその他の事象の実質が反映されることになる場合を除いて、相殺すると、発生した取引・その他の事象の状態および企業の将来キャッシュ・フローの評価における利用者の理解を損なうため」とされている（IAS 1, par. 33）。

¹¹¹ この点に関し、例えば秋葉〔2000〕は、対象資産と負債とが紐付けされており純額決済が予定されている場合であって、かかる純額決済が倒産法上も有効とされる場合には、相殺表示が認められるのではないかと見方を示している。

¹¹² その一方で、こうした処理を行う場合、例えば、無形資産を主たる資産とする企業が当該資産を担保に資金を借り入れたというケースや、ある企業のすべての資産を担保に1つの金融機関から融資を受ける場合においては、すべての資産と負債が相殺表示されてしまうという問題が生じかねない。こうした点を踏まえると、特定の担保資産からのキャッシュ・フローが特定の金銭債務の弁済にのみ充当されることを会計上、反映させる方法としては、相殺表示ではなく、例えば金銭債務の控除項目（負債の部におけるマイナス勘定）として該当する担保資産を表示するという方法を採用することも考えられよう。

ロ．担保資産の使用収益権・処分権

担保資産の使用収益権あるいは処分権を担保権者が有する場合の担保設定者における会計処理については、担保権者のところでみた議論がそのまま当てはまると考えられる。すなわち、担保権者に担保資産の使用収益権がある場合、それが担保設定時にすでに発生していたものであれば、当該権利に関する通常の債権譲渡と同様に捉えることが可能である。

他方、担保権者に担保資産の自由処分権がある場合の設定者における会計処理としては、担保資産が金融資産である場合で、金融商品会計基準における認識中止規準を満たす場合には、担保設定当初から、設定者において当該資産の一部の認識を中止するという処理を行うことも考えられる。これに対して、担保資産が不動産等の実物資産である場合には、使用収益権あるいは処分権のいずれを有するかによって当該資産にかかるリスク・経済価値が帰属しているといえるかは、設定者による担保資産の投資目的に応じて判断される。そして、例えば使用収益権を有する場合には当該資産にかかるリスク・経済価値が帰属していると判断される資産については、使用収益権を有する主体において当該資産の全部を認識するという処理を行うことが求められるとの見方も可能と考えられる。

なお、担保権者に担保資産に対する実質的な支配あるいはリスク・経済価値が帰属しているとは認められないとして、担保設定者において当該資産の全部あるいは部分的な認識中止が求められない場合であっても、当該資産の使用収益権が担保権者にある場合には、それによって当該資産から設定者にもたらされる将来キャッシュ・フローが減少する可能性がある。担保権者に使用収益権があることによって当該資産自体の収益性が低下するとは限らないものの、設定者にとっての収益性は低下する可能性がある。したがって、その場合に、当該企業にとっての収益性の低下を当該資産の評価額に反映させる必要があるかどうかは、論点となりえよう。

また、担保資産の使用収益権が担保権者にあるかどうかにかかわらず、担保が設定されたことによって、当該資産の価値が下落することが考えられる。例えば、担保が設定された場合であっても、その所有権あるいは処分権を担保設定者が有している場合には、担保設定者は当該資産を売却等することが可能である。そこで、担保設定者が担保資産を売却することも考えられるが¹¹³、それ

¹¹³ もっとも、法律上は担保設定者に担保資産の処分権が認められている場合であっても、担保設定契約等で処分が制限されている場合が多い。また、そうした特約がない場合でも、担保設定

が物的担保であって、担保権者が対抗要件を具備している場合には、担保設定者から担保資産を取得した者（第三取得者）は、担保の付着した資産を取得できるにすぎない。したがって、その分だけ当該資産の売却価額が下落すると考えられる。このように、担保の設定に伴い当該資産の売却価値が下落するとすれば、それを当該資産の評価額に反映させる必要があるかどうかは論点となる。

この点、前述のように、担保資産がもともと売却目的で保有されているものであれば、現行基準のもとでも時価評価が要求されることから、使用収益権が担保権者にあることに伴う収益性の低下や担保設定に伴う資産価値（売却価額）の減少は、当該資産の時価評価額に反映される可能性がある。このことから、現行基準においても、すでに担保設定の効果（担保権者による優先弁済権の行使可能性）が会計上、反映される処理になっているとの見方も可能であろう¹¹⁴。これに対して、担保資産が売却目的で保有されていない場合には、例えば低価法の適用によって、担保権者に使用収益権があることに伴う担保資産の収益性の低下を評価額に反映させる必要があるとの見方も可能であろう¹¹⁵。

6．おわりに

本稿では、近年の企業会計にみられる考え方の潮流を概観し、それを踏まえると担保に関する現行の会計基準についてはどのような論点がありうるかを検討した。その結果、現行基準においても、担保の設定に伴う将来の不確実事象の発生可能性を反映した会計処理が求められている場合が多いことが明らかになった。

その一方で、現行基準については、さらに検討の余地もあると考えられる。例えば、現行基準では、金銭債権の評価額に担保の処分見込額を含めた債権の回収可能性を反映させる方法として、基本的には間接控除法を適用し、一定の場合に減損会計の考え方を適用するという方法が採られているものの、その他にも、例えば、減損会計あるいは低価法の適用により金銭債権の帳簿価額を

者が担保資産を処分する際には、通常、担保権者の承諾を求めると考えられるとすれば、担保設定後に担保資産の売却等が行われることは、実際には容易でないといえる。

¹¹⁴ もっとも、実際に、担保設定の効果を盛り込んで各資産の市場価格等が形成されているかどうかは明らかではない。

¹¹⁵ その一方で、売却目的で保有されていない資産については、担保設定に伴う資産価値（売却価額）の下落効果を反映することは要請されないと考えられる。

切り下げる方法、金銭債権を時価評価する方法、さらには金銭債権を無担保債権、担保権および返還義務の3つに分解し、それぞれの評価額に将来のキャッシュ・イン/アウトフローの発生可能性を反映させる方法が考えられ、投資家等の意思決定に有用な情報の提供という観点からはいずれの方法がより妥当であるかについては、議論の余地があろう。また、現行基準では、担保設定者の会計処理として担保資産の注記のみが要求されているが、担保の実行可能性（換言すれば担保設定者の破綻の可能性）を担保資産の評価額に反映すべきかどうかについても議論の余地があるものと考えられる。こうした議論は、金融負債の時価評価をめぐる議論にも影響しよう。さらに、特定の資産によって特定の債務が担保されている場合には、当該資産が金銭債権以外の場合であっても、担保権者において当該資産と負債の相殺表示が認められるかどうかも議論の対象となろう。このようにみると、担保の会計処理の検討は、より一般的な問題として、将来の不確実事象の発生可能性を会計上（とくに資産側の処理に関して）どのように扱うかという問題のみならず、金銭債権や金銭債務の時価評価、取得原価基準のもとでの間接控除法、低価法あるいは減損会計の使い分け、財務構成要素アプローチの実物資産への適用可能性、相殺表示のあり方等を検討するうえでも極めて有用な題材になりうると考えられる。

本稿での議論は、さらなる検討課題も多い。例えば、登記等の公示制度と会計における開示制度との役割分担のように、会計情報の守備範囲という観点からの検討も必要であろう。この点は、投資家によるニーズがあり、かつ信頼性もある情報であれば、それだけで会計基準の主題になるとは限らないこと、

投資家の企業評価に影響するという意味で情報価値のあるものや、投資家が知りたいと考える情報は、一般にいわれる会計情報以外にも無数に存在し、それらにはそれぞれの情報チャネルがあることから、そのすべてを財務諸表で開示する必要はないこと¹¹⁶等を踏まえると、担保に関する情報のどこまでが会計情報の守備範囲となるかは議論の余地があろう。また、本稿では、近年の企業会計においては資産負債アプローチの考え方が強まっているとの観点から、結果的に、担保に関する情報を貸借対照表上、どのように反映させるかという問題に焦点を当てているが、本稿で検討した会計処理の妥当性を判断するうえでは、それが利益計算に与える影響の観点からも検討することが必要であろう。

¹¹⁶ 例えば、斎藤 [2005] 12 ~ 13 頁参照。

【参考文献】

- 秋葉賢一、「資産と負債の相殺表示について」、『金融研究』第19巻第2号、日本銀行金融研究所、2000年
- 岩村 充、「金融負債の時価評価を巡って 理論的整理」、『COFRI ジャーナル』No.26、企業財務制度研究会、1997年
- 植垣勝裕・小川秀樹、『一問一答 動産・債権譲渡特例法〔改訂版〕』、商事法務、2005年
- 内田 貴、「担保法のパラダイム」、『法学教室』No.266、有斐閣、2002年
、『民法 第3版 債権総論・担保物権』、東京大学出版会、2005年
- 江頭憲治郎、『株式会社法』、有斐閣、2006年
- 沖野眞己、「第2章 倒産実体法」、山本和彦・中西 正・笠井正俊・沖野眞己・水元宏典、『倒産法概説』、弘文堂、2006年
- 小原克馬、『プロジェクトファイナンス』、金融財政事情研究会、1997年
- 加藤盛弘、『負債拡大の現代会計』、森山書店、2006年
- 鎌田薫・沖野眞己・佐藤正謙・藤野孝司・三上徹、「座談会 動産・債権譲渡担保における公示制度の整備」、『ジュリスト』No.1283、有斐閣、2005年
- 川村義則、「負債の測定と現在価値計算について」、『税経通信』8月号、税務経理協会、2000年
、「負債の定義と認識要件 近接諸概念との比較検討」、『会計』第163巻第1号、森山書店、2003年
、「財務報告の目的」、斎藤静樹編『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク』、中央経済社、2005年
——、「非金融負債をめぐる会計問題」、IMES Discussion Paper No.2007-J-11、日本銀行金融研究所、2007年
- 監査法人トーマツ、『会計処理ハンドブック<第4版>』、中央経済社、2006年
- 企業会計基準委員会、「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」、企業会計基準委員会、2005年

企業会計審議会、「固定資産の会計処理に関する論点整理」、企業会計審議会、
2000年

企業法制研究会、「企業法制研究会（担保制度研究会）報告書 『不動産担保』
から『事業の収益性に着目した資金調達』へ」、別冊 NBL86号、
2003年、185～273頁

北村敬子、「株式の評価基準をめぐって」、『企業会計』Vol.55 No.6、中央経済社、
2003年

経済産業省、「ABL（Asset Based Lending）研究会報告書」、経済産業省、2006
年

検査マニュアル研究会、『Q&A 金融機関の信用リスク検査マニュアルハンド
ブック 管理体制の確認と検査マニュアルのポイント（平成18年
版）』、金融財政事情研究会、2006年

斎藤静樹、「財務会計における認識領域の拡大」、『会計』第153巻第2号、森山
書店、1998年

、「討議資料の意義と特質」、斎藤静樹編『詳解「討議資料 財務会計
の概念フレームワーク』、中央経済社、2005年

、「『企業会計とディスクロージャー（第3版）』、2006年 a

（編）、『財務会計（第5版）』、有斐閣、2006年 b

桜井久勝、「会計情報の利用目的」、斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』、中央経
済社、2002年

佐藤信彦、「負債の測定と割引現在価値計算の本質」、『会計』第147巻第5号、
森山書店、1995年

、「負債の時価評価」、『経営財務』No.2512、税務研究会、2001年

杉本徳栄、「国際動向からみた棚卸資産会計」、『企業会計』Vol.58 No.11、中央
経済社、2006年

鈴木直行、「会計情報の提供プロセスにおける経営者の裁量の意義と問題点」、
『金融研究』第22巻第1号、日本銀行金融研究所、2003年

・古市峰子・森毅、「負債に関する会計基準を巡る国際的な動向と今
後の検討課題」、『金融研究』第23巻第2号、日本銀行金融研究所、

2004 年

- 須田一幸、『財務会計の機能 理論と実証』、白桃書房、2000 年
- 高木多喜男、『担保物権法 [第 4 版]』、有斐閣、2005 年
- 辻山栄子、「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」、斎藤静樹編『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」』、中央経済社、2005 年
- 道垣内弘人、『担保物権法 第 2 版 (現代民法)』、有斐閣、2005 年
- トゥルーバ グループ ホールディングス株式会社 (編)、『アセット・ベースト・レンディング入門 不動産担保に依存しない新しい中小企業金融手法』、金融財政事情研究会、2005 年
- 徳賀芳弘、「会計における利益観 収益費用中心観と資産負債中心観 」、斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』、中央経済社、2002 年
- 、「引当金の認識と評価に関する一考察」、IMES Discussion Paper No.2003-J-17、日本銀行金融研究所、2003 年
- 豊原信治、「日本におけるプロジェクト・ファイナンスの展望と課題」、『銀行法務 21』593 号、2001 年、54～65 頁
- 野村智夫、「会社更生法 83 条 2 項の時価について」、『企業会計』Vol.56 No.4、中央経済社、2004 年
- 旗田 庸・トゥルーバ グループ ホールディングス (編著)、『債権・動産担保実務』、金融財政事情研究会、2006 年
- 古市峰子、「年金基金をめぐる法律関係と会計処理との整合性について 退職給付ピックバン研究会」2003 年度年次総会報告のための改訂版 」、2003 年(<http://www.imes.boj.or.jp/japanese/kouen/h0309.pdf> よりダウンロード可能)
- 前田 庸、『会社法入門 [第 11 版]』、有斐閣、2006 年
- 松下淳一、「更生手続における『時価』について」、事業再生研究機構財産評定委員会編『新しい会社更生手続の「時価」マニュアル』、商事法務、2003 年
- みずぎ監査法人編、『国際財務報告基準ハンドブック (第 2 版)』、中央経済社、

2006 年

宮田慶一、「金融資産の譲渡の会計処理 留保リスクと便益の認識・認識中止の問題を中心に」、『金融研究』第 23 巻第 2 号、日本銀行金融研究所、2004 年

森田 修、『債権回収法講義』、有斐閣、2006 年

弥永真生、「資産・負債の認識の中止と企業会計法」、『商法会計に係る諸問題』、企業財務制度研究会、1997 年

山田昭広、『アメリカの会計基準（第 5 版）』、中央経済社、2004 年

山田誠一、「種類物を用いた担保 担保の多様化についての一視点」、『金融研究』第 21 巻第 4 号、日本銀行金融研究所、2002 年

山本慶子、「再建型倒産手続に関する一考察 『法と経済学』の視点から」、『金融研究』第 24 巻法律特集号、日本銀行金融研究所、2005 年

吉田慶太、「金融資産の譲渡と会計処理に関する一考察」、IMES Discussion Paper No.2005-J-7、日本銀行金融研究所、2005 年